

# 徳島県男女共同参画基本計画 (第5次)



徳 島 県  
令和5年10月

## はじめに



少子化や人口減少により、社会が急速に変化していく中、一人ひとりが、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事をともに決めることができる「ジェンダー平等」の実現は、「SDGs」における世界共通の目標であり、男女共同参画の推進がこれまで以上に求められております。

国においては、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、令和4年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定、令和5年5月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正される等、課題に対応した法制度の整備をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められているところです。

こうした中、徳島県では、これまでの取組の成果と課題、社会環境の変化や県民意識を踏まえ、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を策定しました。

この計画は、「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」を基本目標として掲げ、「あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり」、「安全・安心に暮らせる環境づくり」、「地域でともに支え合う社会づくり」の3つの基本方針のもと、12の主要課題と34の推進方策を定め、それらを具現化する具体的な取組や数値目標を盛り込み、より実効性の高い計画としています。

今後、県民の皆様をはじめ、市町村、事業者や民間団体等と連携を図りながら、「一人ひとりが自分らしく輝ける社会」の実現に向け、県を挙げて積極的に取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただいた徳島県男女共同参画会議の委員の皆様をはじめ、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

令和5年10月

徳島県知事 後藤田 正純

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 本県のめざすべき姿	9
計画の体系	12
第3章 基本方針、主要課題とその推進方策	13
<b>基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり</b>	13
主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】	13
主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】	19
主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】	21
主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	25
<b>基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり</b>	28
主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	28
主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援	34
主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援	37
主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	40
<b>基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり</b>	42
主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	42
主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	45
主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進	47
主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	50
<b>総合的な推進体制の整備</b>	54
成果目標一覧表	56
＜参考＞	
「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の審議経過	58
徳島県男女共同参画会議委員名簿	60
「オープンとくしまeーモニターアンケート」（男女共同参画意識調査）の調査結果	61
男女共同参画社会基本法	71
徳島県男女共同参画推進条例	75
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	89
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	99
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	101

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

徳島県では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に全庁を挙げて取り組むため、平成8年（1996年）に「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、平成9年（1997年）に「徳島県女性総合計画」（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）を策定、平成14年（2002年）には、「男女共同参画社会基本法」（平成11年施行）を踏まえ、「徳島県男女共同参画推進条例」を制定しました。これに基づき、平成19年（2007年）に「徳島県男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を、平成24年（2012年）に「第2次基本計画」を策定しました。

平成28年6月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の全面施行（平成28年4月）に合わせ、同法に基づく「推進計画」と一体となった「第3次基本計画」を、令和元年7月には、本県の最上位計画である総合計画と計画期間を整合させた「第4次基本計画」を策定し、男女共同参画推進のための施策を実施してきました。

この間、平成17年（2005年）には、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、総合的に施策を推進するとともに、平成18年（2006年）には、男女共同参画推進のための本格的な拠点施設である「徳島県立男女共同参画交流センター」を設置、令和3年（2021年）には、「ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）」として機能強化を図り、相談体制の充実や人材育成のための各種講座を実施するなど、普及・啓発に積極的に取り組んできました。

こうした民官一体となった取組の結果、本県は「審議会等委員に占める女性の割合」が全国で初めて50%に達するとともに、平成20年度以降、平成28年度を除き、全国1位となるなど、女性活躍のトップランナーとなっています。

一方、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大が、人々の働き方や暮らし方に影響を与え、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢が変化する中、新たに国の「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和4年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されたところです。

こうした国の動向や、これまでの県の施策の効果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を策定することとしました。

## 2 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法第14条及び徳島県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画であるとともに、基本方針Ⅰのうち主要課題1、2及び3に係る部分については、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）第6条に基づく都道府県推進計画として位置づけるもので、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。

(2) 市町村は、この計画を踏まえて、地域の実情に応じた市町村男女共同参画基本計画及び市町村推進計画の策定に努めることを期待します。

（男女共同参画基本計画策定済の県内市町村：8市4町 ※令和5年4月現在）

(3) 県民、事業者、NPO（民間非営利団体）などと共に、総合的かつ長期的に取り組むべき男女共同参画の推進に関する目標や計画を共有することにより、主体的な参画と積極的な協力を期待します。

## 3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

## 4 計画の体系

基本計画では、男女共同参画推進のため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県男女共同参画推進条例に定められた基本理念を踏まえて、10の「策定の視点」を明示するとともに、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、それぞれの主要課題ごとに具体的な「推進方策」をまとめました。さらに、これら12の柱を確実に推進するため、13番目の柱として「総合的な推進体制の整備」という項目を位置づけています。

## 5 進行管理

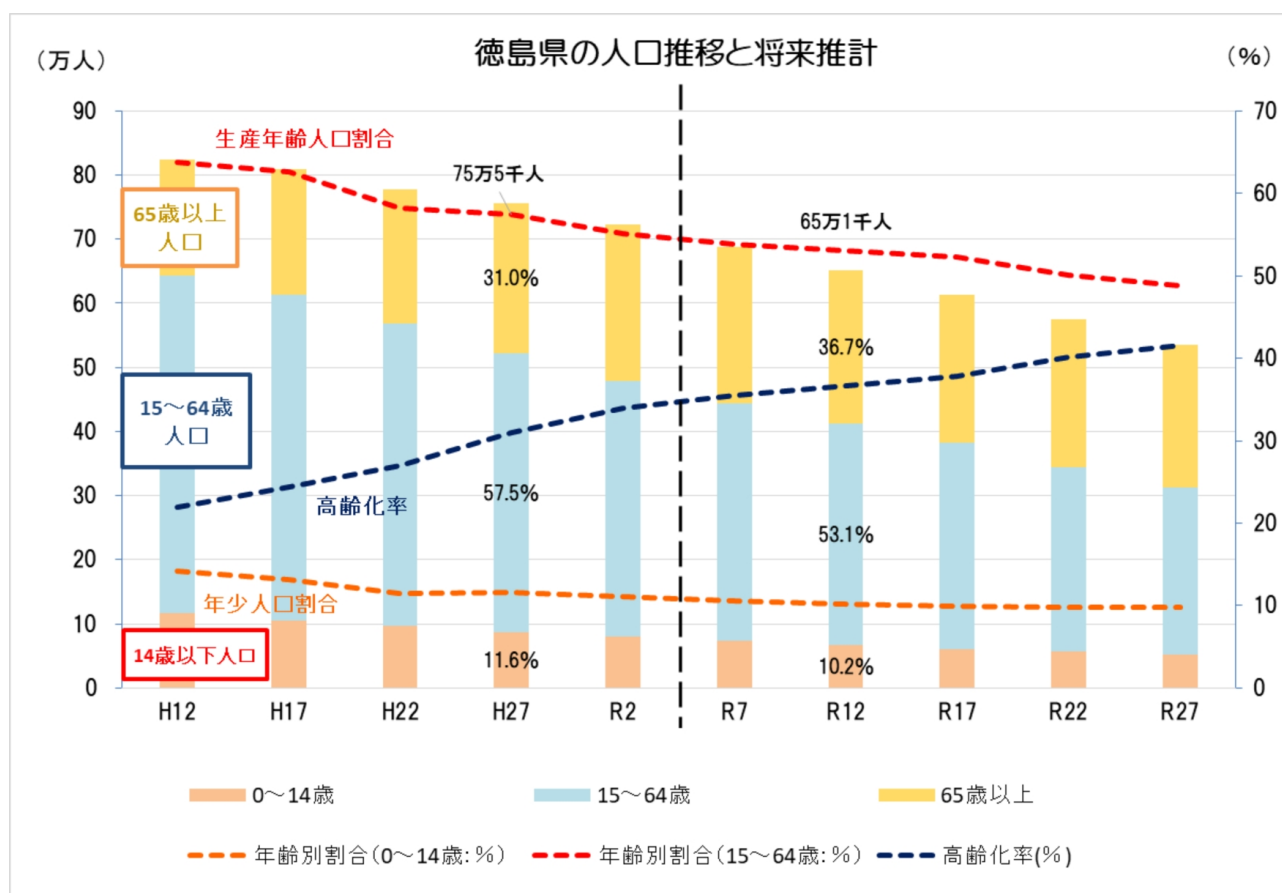
この基本計画の推進に当たっては、徳島県男女共同参画推進条例第13条の規定に基づき、毎年度、その推進状況を公表するとともに、施策の実施状況について、効果を検証し、改善見直しを図ります。

## 6 計画策定の背景

### (1) 社会環境の変化

#### ① 徳島県における人口推移と人口推計

本県の人口は、減少傾向にあり、令和2年（2020年）には、719,559人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、将来的にも県の人口は減少を続け、15歳以上64歳未満の生産年齢人口も減少していく一方で、65歳以上の高齢者人口は令和2年頃にピークを迎えた後、減少に転じる見込みですが、総人口に占める割合は上昇し続ける見込みです。

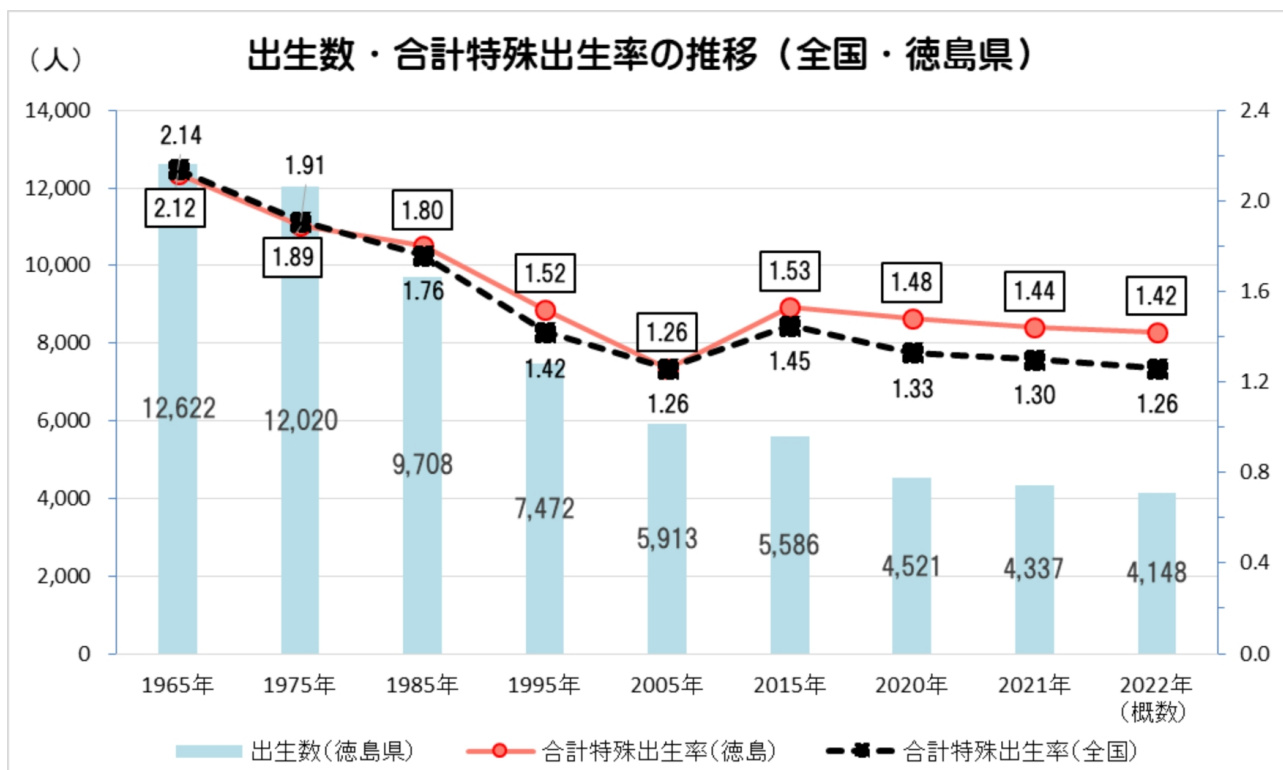


令和2年以前：総務省「国勢調査」

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所調査「日本の地域別将来推計人口」

## ②出生数と合計特殊出生率の低下

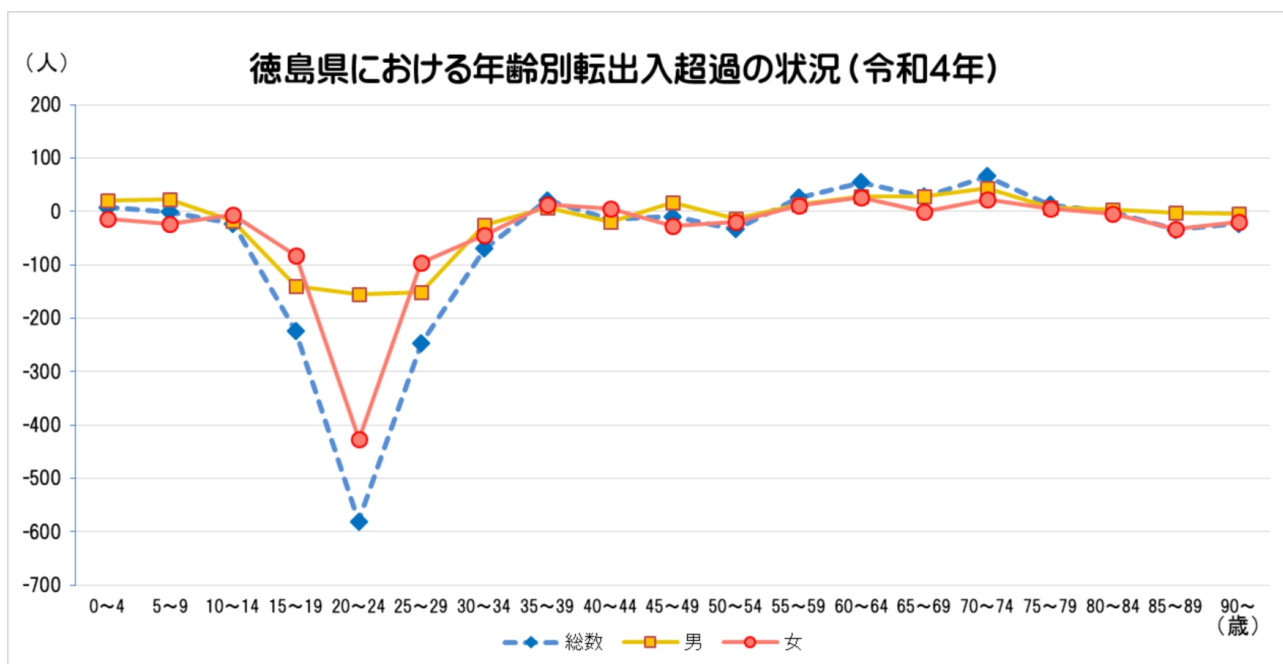
本県の2022年（令和4年）の出生数は、1965年（昭和40年）に比べると約3分の1に減少し、また、合計特殊出生率は1965年には2.12でしたが、その後低下し、人口規模を保つのに必要とされる水準である2.07を大きく下回っています。



厚生労働省「人口動態調査」

## ③人口流出の状況

2022年（令和4年）の本県における人口の「転出超過」数は1,040人であり、年齢階層別で見ると「20歳～24歳」人口の「転出超過」数が、581人（55.8%）となっています。その内訳は、女性が426人と全体の約7割を占め、大学等卒業後の就職を機として、女性の転出超過が多い傾向となっています。

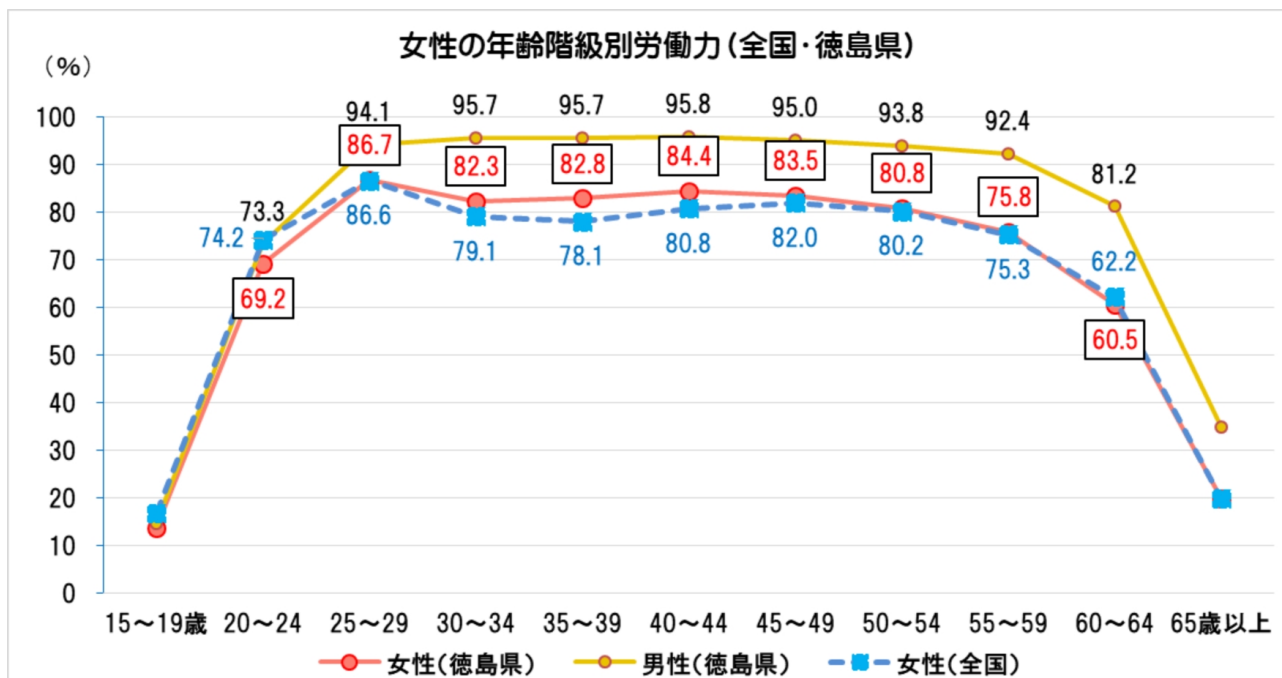


厚生労働省「人口動態調査」

## (2) 女性の就労・雇用をめぐる状況

### ①女性の労働力

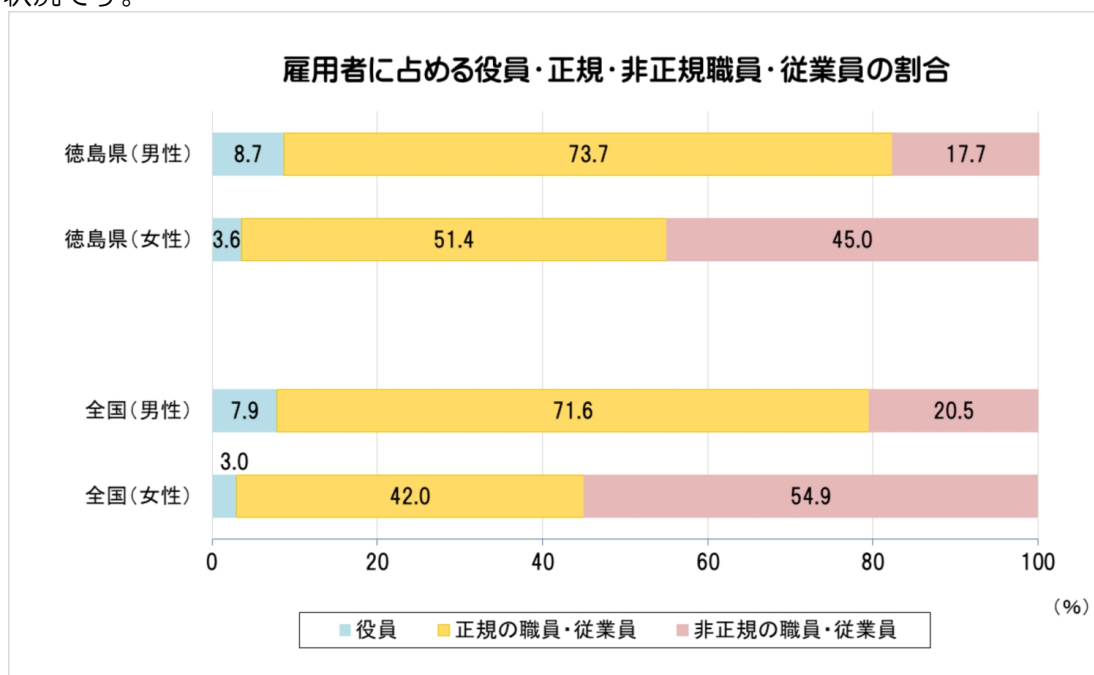
女性の就業状況について、出産・育児期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」の深さは、年々浅くなっており、本県は全国に比べてもカーブは緩やかで、25～44歳で退職する女性の割合は低いと言えますが、男性に比べると大きな差があります。



総務省「令和2年国勢調査」

### ②雇業者に占める非正規雇用の割合

近年、雇業者に占める非正規雇用の割合が増加している中で、女性は男性に比べ、非正規雇用の占める割合が非常に高い状態です。本県では、女性の雇業者に占める正規職員の割合が全国より高くなっていますが、男性と比較すると、非正規職員の割合が高い状況です。

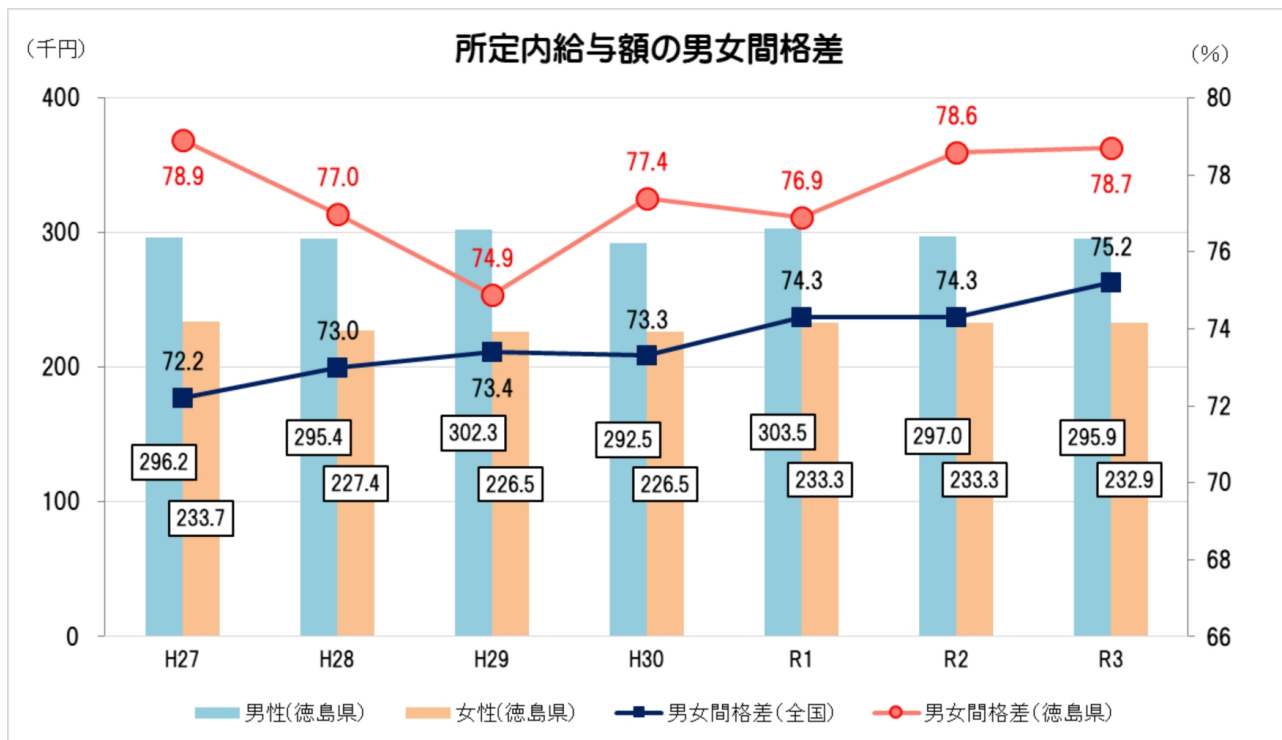


総務省「令和2年国勢調査」



### ③男女間賃金格差

男性と女性の給与額を比較すると、女性の給与額は男性の給与額の7割程度で推移しています。本県の状況は、全国と比べると格差が少ない状況と言えますが、最も直近の令和3年では、男性の給与額に対して、女性の給与額は78.7%の割合となっており、格差が生じています。

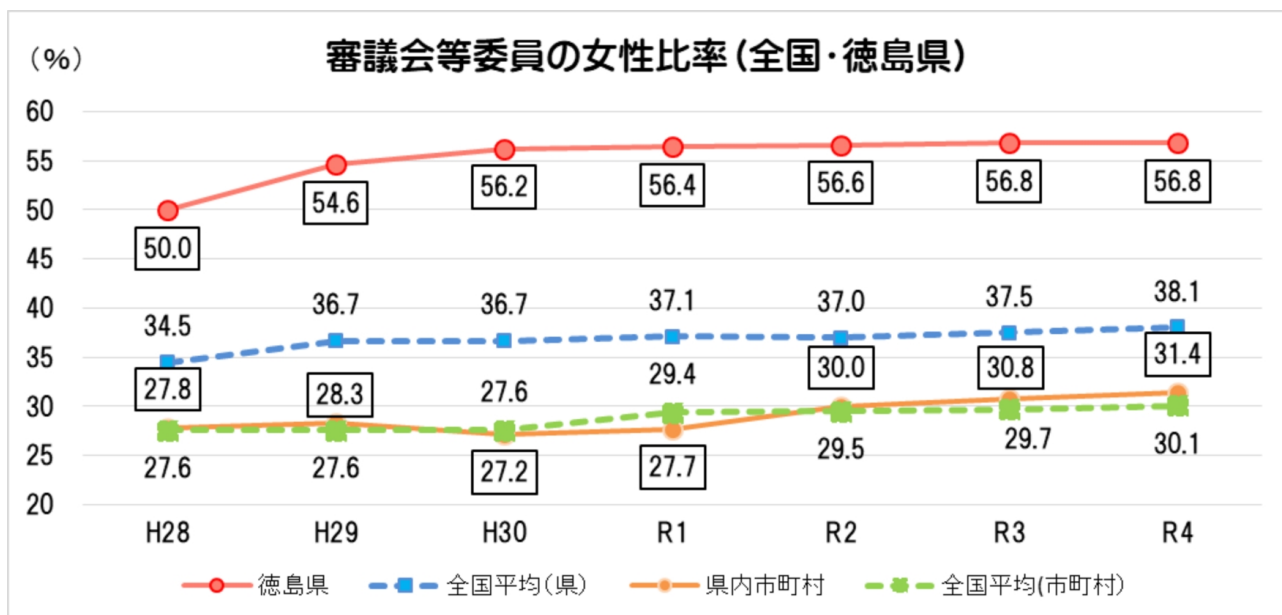


厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

### (3) 女性の参画状況

#### ①審議会等委員の女性比率

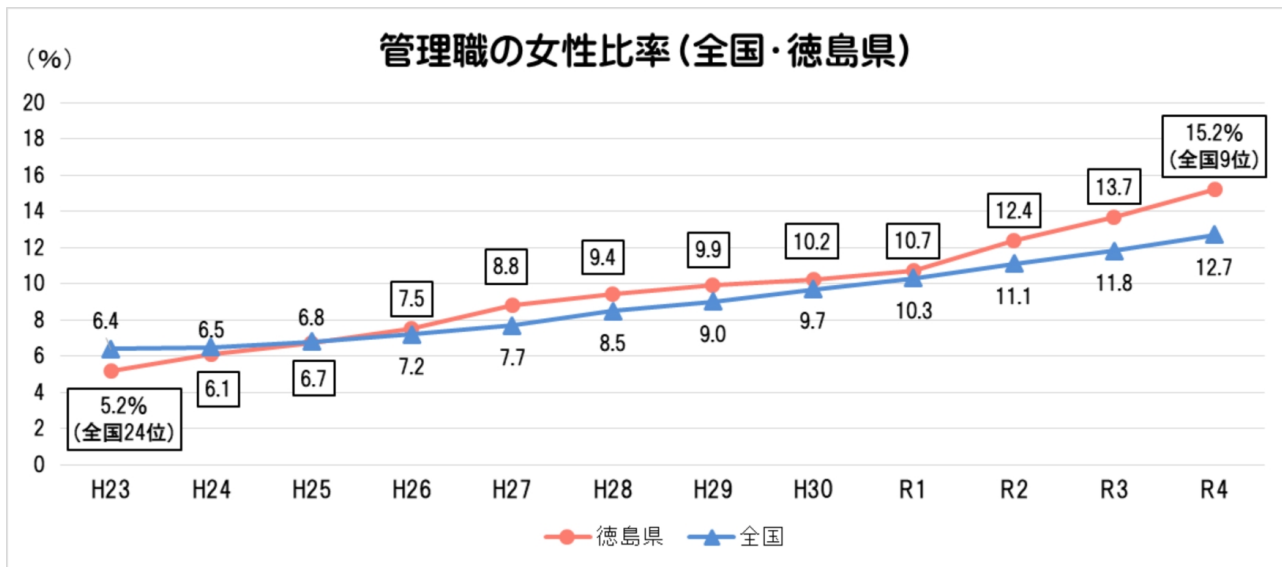
本県の審議会等委員に占める女性の割合は、平成26年度に50%を達成してから、5割以上を維持しており、全国のトップクラスとなっておりますが、県内市町村における審議会等委員に占める女性の割合は、全国平均に近い状況で推移しています。



内閣府男女共同参画局調べ

## ②管理職の女性比率

本県の管理職に占める女性の割合は、平成23年4月1日現在では5.2%でしたが、令和4年4月1日現在には、全国平均を上回る15.2%となっています。

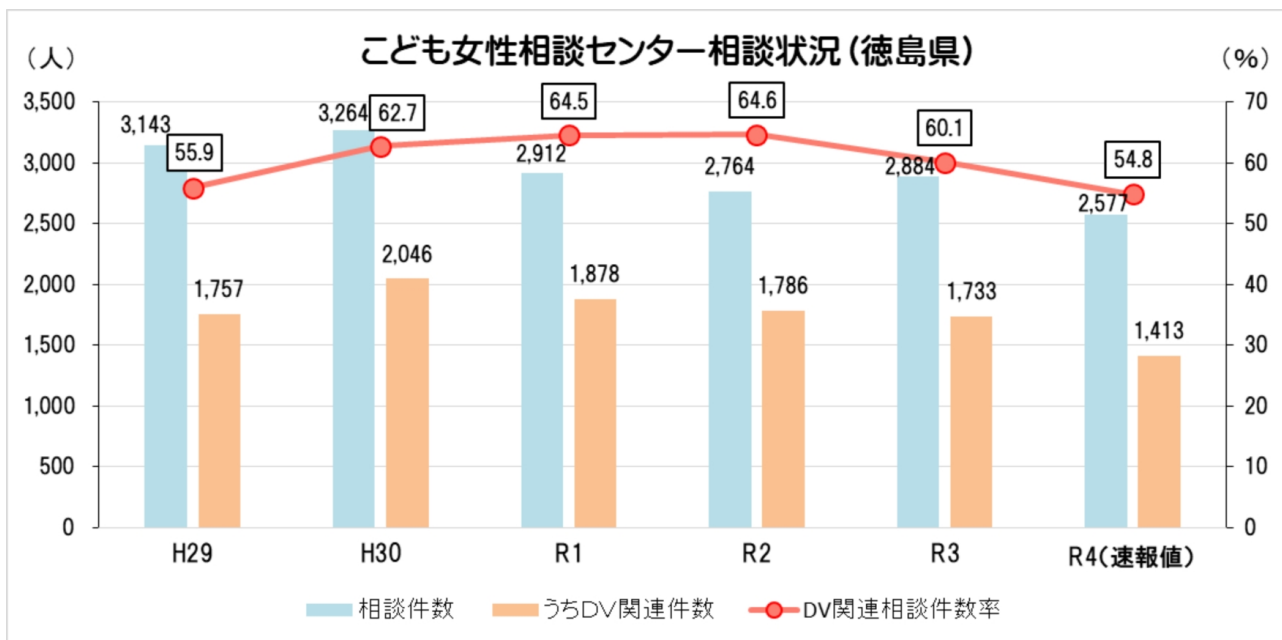


内閣府男女共同参画局調べ

## (4) 女性に対する暴力の状況

こども女性相談センターの相談状況

徳島県内のこども女性相談センター（中央・南部・西部）における相談件数は3,000件程度で推移しており、その内、DV関連の相談件数割合は、全体の60%程度を占めています。

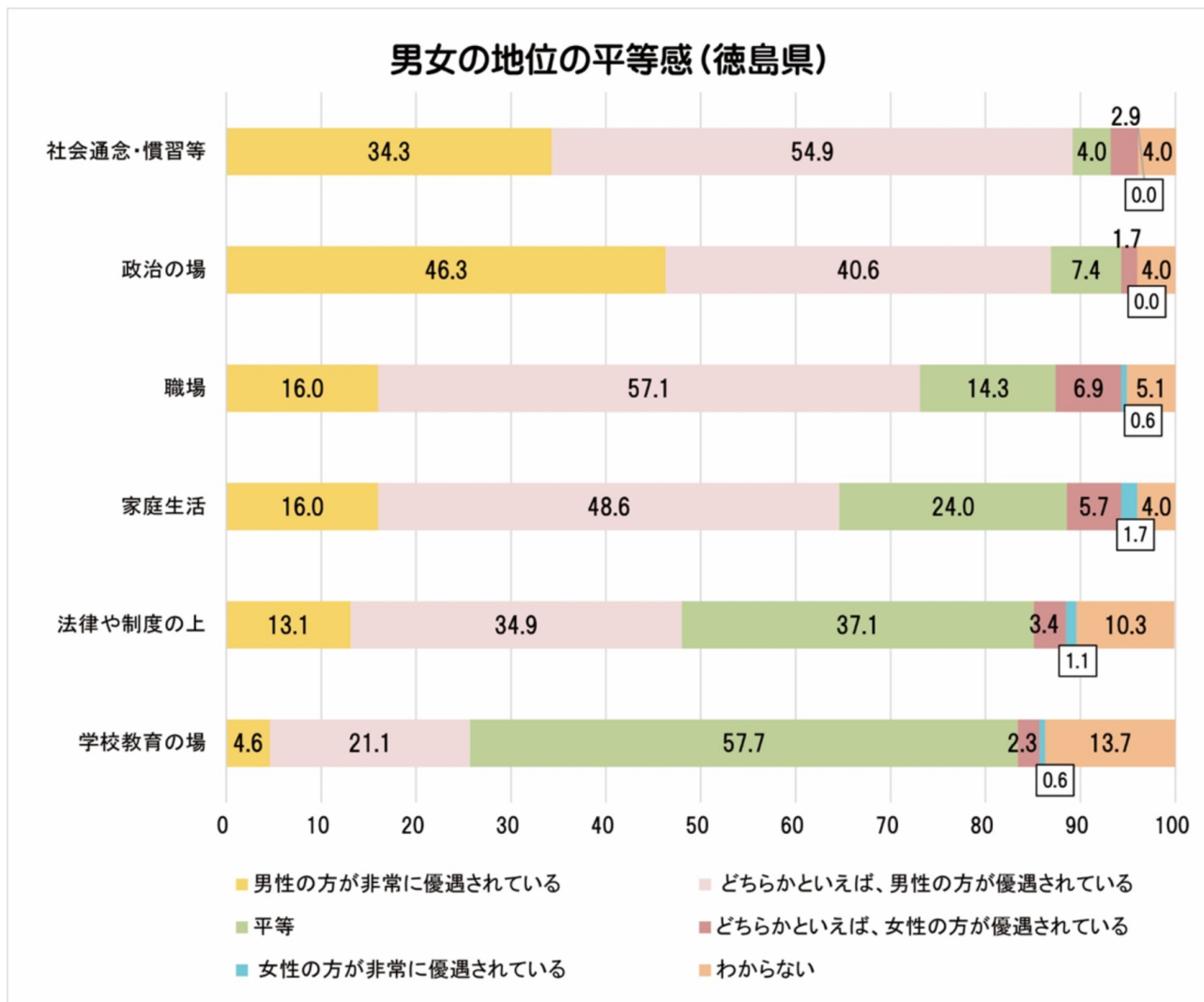


徳島県男女参画・人権課調べ

(5) 県民の意識

男女の地位の平等感

徳島県が実施している男女共同参画に係る意識調査の結果によると、様々な場面で、男女の地位が平等になっているかについて、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合が、「社会通念、慣習等」「政治の場」で約9割、「職場」で約7割となっており、依然として「男性優位」の意識が強いことがうかがえます。



徳島県「令和4年度男女共同参画に係る意識調査」

## 第2章 本県のめざすべき姿

### 1 基本目標

「多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造」

### 2 めざすべき将来像

【誰もが個性に応じて活躍し、  
多様性が受容されるダイバーシティ社会\*1が創り出されている】

- 年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、多様な個性や価値観が大切にされ、自立しながら支え合い、一人ひとりが居場所を持つことで、いきいきと活躍する社会が形成されています。
- 性別に関わらず、様々な分野での活躍やキャリアアップが可能となり、また、育児や介護に携わることが当たり前になるなど、家庭でも職場でも、男女が互いに尊重し合いながら、個性と能力を十分に発揮できる社会が形成されています。

### 3 第5次計画の重点方針

- 我が国は、「ジェンダー・ギャップ（男女格差）指数\*2（2023）」において146か国中125位と先進国の中では、最低水準です。
- 「とくしまe-モニターアンケート」では、男性の方が「非常に優遇されている」または「どちらかと言えば優遇されている」と考える人の割合が、64.6%にのぼっています。
- 上記の現状を踏まえ、第5次計画においては、男女間の格差の解消に重点を置き、各種施策を展開することとします。  
なお、施策の推進に当たっては、仕事と家庭生活の両立等に関して、本人の意思が尊重されるべきものであることに配慮することとします。

## 4 策定の視点

### (1) 個人の尊厳と男女平等の確立

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いの違いを認め合い、性別による差別を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

### (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、社会制度や慣行のあり方を考えていきます。

### (3) 家庭・地域生活等と職業生活の両立

家庭・地域生活等と職業生活の両立を可能とするため、家庭生活・地域生活・職業生活のバランスが取れた働き方の見直しを進める必要があります。

### (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における政策や方針を決定する場へ共同して参画する機会を確保していきます。

### (5) あらゆる暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現のため、あらゆる暴力を根絶し、生活上の困難を抱える女性を支援していく必要があります。

### (6) 生涯にわたる健康と男女共同参画

男女が互いの身体の特徴について理解を深めるとともに、それぞれの意思が尊重される環境の下に、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにしていきます。

### (7) 地域社会における男女共同参画

防災・事前復興、地域おこし・まちづくり、環境などの地域社会活動を活発化させるには、女性と男性の対等なパートナーシップを確立することで、家庭とともにふれあいとつながりの基盤であり最も身近な暮らしの場となる「地域」の力を高める必要があります。

### (8) 国際化を視野に入れた男女共同参画

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員として、交流の促進や多様な文化との共生を図る必要があります。

### (9) ダイバーシティ社会の実現

男女共同参画を実現するため、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらない多種多様な人々が力を発揮し、共存できるダイバーシティ社会を実現します。

### (10) 持続可能な開発目標（SDGs）\*3の達成に向けた施策展開

SDGsがめざしている「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「世界の中の徳島」として、国際社会と足並みを揃え、ジェンダー平等に向けた取組を進めます。

- \*1 「ダイバーシティ」は「多様性」のこと。性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。
- \*2 各国の男女格差を測る指数。世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の4つの分野毎に各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかを数値で算出し、2005年から毎年発表している。
- \*3 2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困の解消や気候変動対策など持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現をめざしている。

◆第5次計画の体系

基本方針【3】	主要課題【12】		推進方策【34】
I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	推進計画※	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
			(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
			(3) 男女間賃金格差への対応
			(4) 起業・創業への支援
			(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
			(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出	
		(2) 働き方改革の推進	
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
		(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実	
(3) 男性の育児休業取得等の推進			
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成		
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	
		(2) 性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援	
		(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化	
		(4) 加害者の再犯防止に関する取組	
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) ひとり親家庭等への支援	
		(2) 若年者の妊娠等への支援	
		(3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備	
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持	
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興	
		(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立	
	III 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
(2) 男性にとっての男女共同参画の推進			
(3) 総合相談体制の充実・強化			
10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実		(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実	
		(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進	
11 地域社会における男女共同参画の推進		(1) 地域における男女共同参画の推進	
		(2) 地方創生の推進と男女共同参画	
		(3) 環境保全への寄与	
12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現		(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり	
		(2) 多様な人権尊重	

総合的な推進体制の整備

- (1) 県の推進体制の充実
- (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1、2、3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。

# 第3章 基本方針、主要課題とその推進方策

## 基本方針Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

男女の働き方や暮らし方、意識を見直し、共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通して、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる基盤づくりをめざします。

### 主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 男女共同参画社会の実現は、国際社会が2030年の達成をめざすSDGs 5番目の目標、「ジェンダー\*1 平等」をはじめ、全ての目標の達成に不可欠な視点であるとともに、ダイバーシティ社会の実現にもつながるものです。
- 世界経済フォーラムが発表した2023年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中125位（前年：116位）と先進国の中では最低水準となっています。
- また、県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果において、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、64.6%にのぼる一方で、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査\*2においても、同様の傾向となっています。
- このような状況を踏まえ、徳島県男女共同参画推進条例に規定する「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」\*3を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定するものです。
- 一方、近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意する必要があります。
- 既に働いている女性はもとより、これから働こうとしている女性も含め、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方やキャリア形成を選択できる社会を実現するためには、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備、キャリアアップや復職、再就職に必要な支援及びリカレント教育の推進など、関係機関が連携した女性のエンパワーメント\*4に努めていく必要があります。
- また、SDGsの達成に向けた取組の一つとして、全国トップクラスの実績を誇る本県の女性活躍を、関係機関との連携により県内外に発信していきます。

\*1 人間は生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

\*2 「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」において、「社会全体の男女の地位の平等感」について、「男性の方が優遇されている」と回答した人が74.1%、「平等」と回答した人が21.2%となっており、その背景として、働き方・



暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられる。

- \*3 積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号及び徳島県男女共同参画推進条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されている。

男女共同参画社会基本法及び徳島県男女共同参画推進条例上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

- \*4 エンパワメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

## 推進方策

### (1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進

女性が働きやすい職場環境の整備を促進するため、関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」\*1の策定を支援するとともに、男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、企業の社会的認知度を高めます。

また、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知による気運醸成により、企業に対する働きかけや、ニーズを踏まえたきめ細やかな施策を講じるとともに、「働く女性応援ネットワーク会議」\*2の意見を踏まえながら、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

- ① 関係機関と連携し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を支援します。
- ② 雇用の分野における男女の均等な機会と、その意欲と能力に応じた均等な待遇を確保するため、関係機関と連携して、男女雇用機会均等法等の周知啓発を図ります。
- ③ 企業に対し、トップの意識改革を推進し、企業における女性活躍の気運醸成を促進します。
- ④ 女性の活躍の促進に向けて積極的に取り組む企業等を、公共工事等において評価します。
- ⑤ 「働く女性応援ネットワーク会議」の意見等を踏まえながら、女性の職業生活における課題を共有し、解決のための新たな取組につなげます。



徳島県ホームページ「働く女性応援ネットワーク会議」

- ⑥ 女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業が受ける「えるぼし認定」\*3について、関係機関と連携しながら、県内企業に対し取得を促進します。
- ⑦ 男女共同参画や次世代育成に積極的に取り組む企業を認証・表彰することで、モデル的な事例の普及を図ります。
- ⑧ 女性活躍推進のためのロールモデルや働きやすい職場を紹介するとともに、現場で抱える課題の解決に役立つポータルサイトを活用し、女性活躍の「見える化」を図ります。



徳島県ホームページ「はたらく女性応援ネット」

- ⑨ 県内の商工会及び商工会議所における役員の種別ごとの女性割合を一覧化して「見える化」を図ります。
- ⑩ 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」\*4 の趣旨の周知広報を図り、賛同者の増加を推進します。
- ⑪ 性別に関わらず、多様な生き方を選択することができるよう、固定的な性別役割分担意識や、性差等に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための普及啓発を行います。



徳島県ホームページ「アンコンシャス・バイアスに関する啓発動画」



- \*1 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画で、101人以上の労働者を雇用する事業主に策定・届出の義務があり、それ以下の場合は努力義務である。
- \*2 働く女性の活躍促進のため、事業者、学識経験者及び行政等が連携・協力し、様々な検討や提言を実行していくことを目的として設置される協議会。
- \*3 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対し、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が行う認定。
- \*4 平成26年6月に策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同する男性リーダーが、宣言に沿って具体的な取組を進め、取組の輪を社会的に影響力のある男性リーダーに広げていくことをめざすもの。様々な女性の意欲を高め、その持てる能力を最大限発揮できるよう、「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」ことを宣言している。

## **(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成**

出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職や、これから働こうとしている女性、また、管理職等をめざす女性のキャリアアップや基礎的なデジタルスキル等の

習得を図るための講座・セミナー開催などによる、ライフステージに合わせたリカレント教育及びリスキリング支援を実施し、女性の活躍を支援します。

- ① 出産や育児、介護等により離職せざるを得なかった女性の再就職準備や就労を支援するため、就職に関する情報の提供やスキルアップに向けた講座等を実施します。
- ② 管理職をはじめキャリアアップをめざす方を支援するため、ICTツールを活用した、働きながら学べる講座を実施するとともに、企業のリスキリングにも活用いただけるよう、周知広報に努めます。
- ③ とくしま経営塾「平成長久館\*1」において、「DXの推進（デジタル人材の育成）」を重点項目のひとつとし、企業の新分野への事業展開（DX）を支援するため、セミナーやワークショップ等を開催することにより、開発者や営業担当のデジタル能力向上や生産性向上、新たな事業展開につながる人材を育成します。
- ④ テクノスクールにおいて、就業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。
- ⑤ 大学や企業、民間団体等と連携しながら、女性や若者の自己実現と社会貢献に向けた学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー\*2」において女性デジタル人材の育成などリカレント教育を実施し、主体的な社会参画を促します。
- ⑥ 男女共同参画総合支援センター内に設置した「すだちくんハローワーク\*3（分室）」により求職者の利便性を図るとともに、創業相談など各種相談を実施することにより就労を支援します。
- ⑦ 「とくしまリカレント教育支援センター\*4」において、リカレントに関する講座の一元的な情報発信や、高等教育機関と連携した新たなリカレントプログラムを提供します。

\*1 中小企業の「強い組織」づくりの支援のため、平成18年度に創設。各種セミナー等を通じ、経営の核となる「人財の育成」を実施。

\*2 政策・方針決定過程への女性や若者の参画機会の拡大を図るため、平成30年度に創設。人材発掘及び人材育成機能を備えた実践的な講座等を集中的に実施している。

\*3 地方版ハローワークとして県が設置・運営している無料職業紹介所のこと。職業紹介やきめ細かな職業相談などを実施。

\*4 多様な学び直しの機会を提供し、リカレント教育の推進を図るため令和元年10月県立総合大学校「まなびーあ徳島」に開設。

### **(3) 男女間賃金格差への対応**

男女間の賃金格差を解消するため、非正規雇用労働者の正規化への促進や専門的なスキルの習得のための支援等により、女性の経済的自立を積極的に促進します。

- ① 関係機関と連携し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や男女間の賃金格差を解消するための法令の周知や情報提供を進めます。
- ② 企業の労働環境整備や求職者の就職活動への支援により、多様な就労機会の創出を行い、正社員での採用や非正規から正社員への転換を促進し、賃金格差の解消をめざします。
- ③ 管理職をはじめキャリアアップをめざす方を支援するため、ICTツールを活用した、働きながら学べる講座を実施します。（再掲）

- ④ とくしま経営塾「平成長久館」において、「DXの推進（デジタル人材の育成）」を重点項目のひとつとし、企業の新分野への事業展開（DX）を支援するため、セミナーやワークショップ等を開催することにより、開発者や営業担当のデジタル能力向上や生産性向上、新たな事業展開につながる人材を育成します。（再掲）
- ⑤ テクノスクールにおいて、就業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。（再掲）
- ⑥ 大学や企業、民間団体等と連携しながら、女性や若者の自己実現と社会貢献に向けた学びの場である「とくしまフューチャーアカデミー」において女性デジタル人材の育成などリカレント教育を実施し、主体的な社会参画を促します。（再掲）

#### **（４）起業・創業への支援**

起業に向けた実践的な講座を開催するとともに、コーディネーターによる相談体制の整備や低利融資制度等により、きめ細やかに女性の起業・創業を支援します。

- ① 起業意識を喚起するとともに、起業に必要な知識を習得するため各起業段階に応じた実践的な内容の講座を開催します。
- ② 起業家が抱える経営課題の解決を図るため、個別相談を実施します。
- ③ 起業家の資金調達を低利融資制度により支援します。
- ④ 起業家同士の人脈形成や販路開拓を推進するため、起業家間のネットワーク構築を支援します。

#### **（５）女性の参画が少ない分野での活躍促進**

女性が働きやすい環境整備を推進するために、農林水産分野での6次産業化\*1に向けた研修会や各種交流会を開催し、新たな産業創出につながる取組などを支援するとともに、建設産業の魅力発信や、スポーツ分野での体制づくりにより、女性の参画が少ない分野での活躍を促進し、地域の課題解決を図ります。

- ① 農林水産分野において女性が一層活躍できる環境整備を推進し、魅力ある農山漁村の実現に向け、アグリビジネスアカデミーや林業・漁業アカデミーなどを活用したりリカレント教育の充実、地域の新たな産業創出につながる6次産業化に向けた研修会や各種交流会等を開催することにより、女性の視点を生かした新たなビジネスにチャレンジする取組を支援します。また、各種団体・グループが実施するリーダー育成研修会等の自主的な活動を支援します。これらの取組により、未来のリーダーとなる女性農林水産業者数の増加を促進します。
- ② 建設産業への若年者や女性への入職を促進するため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力を発信するとともに、建設産業で働く女性のキャリアモデルとなる人材の育成及び交流を促進します。
- ③ スポーツの分野において、結婚や出産後も、生活とのバランスを取りながら、女性指導者やスポーツリーダーとして活躍できるよう、阻害要因や必要な支援内容を検証し、支援体制や環境づくりを推進します。

\*1 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと(1次(生産)×2次(加工)×3次(販売)＝6次産業化)。

## **(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進**

職場におけるハラスメントの防止により、すべての人が働きやすい職場環境づくりを促進するため、啓発・広報に努めるとともに、充実した労働相談体制を確保します。

- ① 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの未然防止や、母性健康管理を促進するため、関係機関と連携しながら啓発・広報に努めるとともに、平日夜間や土日、メールでの対応など、労働者が幅広く利用できる労働相談体制を確保します。
- ② 介護現場で働く人が、利用者や家族から受けるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対応するため、厚生労働省が作成した介護事業者向けの対策マニュアルの周知に努めます。
- ③ 人権教育啓発推進センター「あいぼーと徳島」において、企業や団体等が行う研修会や講演会に講師を派遣し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを含むあらゆる人権課題についての学習の機会を提供することにより、人権尊重に向けた意識啓発を推進します。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
女性の再就職や就労を支援する講座等における就業率	56%	60%
女性の創業に対する事業計画等の認定件数 (累計)	165件	237件
次世代女性農業経営リーダー養成数 (累計) [新規]	52人	77人

## 主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働く側のニーズの多様化が進む中、女性が活躍できる就業環境を整えるためには、働き方改革を推進し、男性も含めて、個々の持つ能力を存分に発揮しながら効率的に働く環境を整備することが重要です。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。
- それぞれの企業等において、長時間労働を是正し、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、個々の事情にあった多様な働き方の実現をめざす取組を進めることが必要です。
- 特に、自宅やサテライトオフィス等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制の拡充等による、育児や介護といった家庭生活上のニーズにあわせた多様な働き方により、離職の防止や新たな人材の確保が期待できます。
- ゆとりと豊かな活力あふれる社会の実現を図るためには、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択でき、こうした多様な働き方のニーズに対応する企業等を支援することが求められます。

### 推進方策

#### (1) テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出

仕事と家庭の両立など、個々のライフスタイルに応じた働き方は、多様な人材の能力発揮が可能となります。時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及や、フレックスタイム制の導入などにより、多様で新しい働き方を創出します。

- ① ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」\*1を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。



「テレワークセンター徳島」ホームページ

- ② テレワーカーとしてICTを活用し活躍できる人材を育成するとともに、スキルアップを図り、自営型テレワーカーとしての自立など、個々のライフスタイルに応じた働き方を支援します。
- ③ 多様で新しい働き方の創出を図るため、豊かな自然環境、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かし、都市部企業のサテライトオフィス誘致を促進するとともに、コワーキングスペースを核としたビジネス創出支援や人材育成を図ります。

\*1 県内のテレワーク推進の拠点として、テレワークの相談及び普及啓発を実施する機関。

## (2) 働き方改革の推進

長時間労働の是正をはじめとした労働時間の見直しなど、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現をめざします。

- ① 長時間労働の是正や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする「働き方改革」の着実な推進に関係機関と連携しながら取り組みます。
- ② AIやIoT、ロボティクスの最先端分野における新技術の導入など、企業の取組を支援し、業務の効率化と生産性の向上を図ります。
- ③ 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、過労死のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、企業における労働者の健康管理が強化されるよう、関係機関と連携し、相談や啓発を実施します。
- ④ 関係機関と連携しながら、フレックスタイム制や短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働環境の整備を支援します。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
県の支援により、県内でテレワークを実施する事業所数(トライアル実施を含む)(累計)	128事業所	175事業所
サテライトオフィス進出企業数(累計)[新規]	86社	110社

## 主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。
- このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。
- また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである男性が家事・子育て・介護等に参画できるような基盤整備を一層推進することが求められます。
- 男性が育児休業の取得等により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場におけるマネジメントの在り方を見直す契機ともなり、ひいては男女が共に暮らしやすい社会づくりに資するものです。
- 女性活躍推進法に基づく取組を含む積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による、職場における女性の参画拡大、女性の能力発揮を促進するための支援も必要です。
- 職業生活と家庭生活との両立に関しては、当然に本人の意思が尊重されるべきものであり、家庭生活に専念するという選択も尊重される必要があります。
- このため、あらゆる立場から仕事と生活の調和を見つめ直し、家庭・地域生活等と職業生活を両立することができる基盤づくりを、着実に進めていくことが求められます。

## 推進方策

### （1）ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

誰もが健康で豊かな生活を営めるよう、仕事と家庭生活との両立についての講習会等を開催し、経営者や管理職等をはじめ、すべての人の意識啓発を図るとともに、年次有給休暇の取得促進等に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

- ① 仕事と家庭の両立を推進するため、関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」\*1の策定を支援します。
- ② 子育て中の社員をはじめ、経営者や管理職を含む企業・団体の職員を対象に、仕事と家事や育児との両立についての講座を開催し、意識の改革と知識の習得促進を図ります。
- ③ ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、「テレワークセンター徳島」を活用し、県内企業に対するセミナーやテレワーカー養成講座を開催し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの普及促進を図ります。（再掲）

\*1 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画。



## **(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実**

性別や就労の有無に関わらず、安心して育児や介護ができる社会の実現に向け、多様なライフスタイルに対応した育児や介護の支援策の充実を図ります。また、子育て・介護などを担う方の利便性の向上や手続に係る負担軽減を図るため、各種行政手続におけるオンライン化を推進します。

- ① 仕事と家庭との両立をより一層推進するため、関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度の周知啓発を図ります。
- ② ワーク・ライフ・バランスの取れたライフスタイルの確立に向け、社会全体による子育て気運の醸成を図るため、県民・企業・行政が連携して、様々な子育て支援策を展開します。
- ③ 「チーム育児（ひとりで育児を抱え込まず、夫婦の協働（または保護者）を中心に、子育て支援サービスやツール、周囲の人を頼りながら、楽しみを感じつつ行う育児）」を、子育て家庭のロールモデルとして普及・推進していきます。
- ④ 待機児童ゼロを継続するため、国が定める「新子育て安心プラン」に基づく、市町村における保育の受け皿整備を支援するとともに、保育の担い手となる保育士等の処遇改善と人材確保を促進します。
- ⑤ 幼稚園等の子育て支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、放課後児童支援員等のより専門的な知識及び技能の習得や「放課後児童クラブ」等の受け皿確保を図ります。
- ⑦ （公社）徳島県看護協会及び（公財）徳島県勤労者福祉ネットワーク並びにファミリー・サポート・センター等との連携を進め、病児・病後児保育事業の推進とあわせ、全県的な病児・病後児の受入環境の整備を図ります。
- ⑧ 子育て総合支援センター「みらい」を中心として、市町村や関係団体と連携を深め、地域の子育て支援活動を積極的に支援し、地域における子育て力と子育て環境の向上を図ります。
- ⑨ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」等を利用する方の子どもの一時的預かりを実施し、子育て世代が様々なイベントや活動に参加しやすい環境づくりを行います。
- ⑩ 勤労者向け協調融資制度や奨学金制度等により、特に経済的負担の大きい子育て家庭の負担軽減を図ります。
- ⑪ 乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑫ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所・幼稚園等保育料無料化制度を推進します。
- ⑬ 治療と仕事の両立を支援するため、関係機関と連携しながら、相談窓口や取組についての周知広報に努めるとともに、テレワークの導入など、多様な働き方を選択できる職場環境づくりを推進します。
- ⑭ 勤務する職員のために院内保育所を設置している病院等に運営補助を行い、医療従事者の離職防止及び再就業を促進します。

- ⑮ 子育て世帯を支援するため、未就学児の子育てに関する相談に応じます。
- ⑯ 音楽、スポーツなどのイベントに、大人と子どもと一緒に気兼ねなく参加できる機会を提供します。
- ⑰ 子育てや介護を担う者の利便性向上や手続に係る負担軽減を図るため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続のサービス検索及びオンライン申請ができるワンストップサービスについて、市町村における導入を促すとともに、市町村のシステム改修等の支援を行います。
- ⑱ 介護支援専門員実務研修受講試験について、オンラインによる受験申込手続を導入し、受験者の利便性向上を図ります。

### **（３）男性の育児休業取得等の推進**

男性の育児休業の取得促進など、男女が家庭・地域生活と職業生活とを円滑かつ継続的に両立するための支援を図るとともに、子育てを楽しむ男性や子育て支援などに積極的な企業・団体の認証・表彰等により、男女が共に家事や育児、介護等に参画・実践できる社会の実現を推進します。

- ① 男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての社会的気運の醸成を強力に推進するとともに、男女が共に家事や育児等に携わっていくライフスタイルを普及促進するため、子どもの出産前後における休暇や育児休業を男性が取得できるよう、積極的に企業等に対して働きかけます。
- ② 男性・若者向け講座を充実し、男性の家事や育児、介護等への参画・実践についての理解の促進及び技術の向上を図るとともに、男性同士のネットワークづくりや子育て支援団体の活動の土台づくりに取り組みます。
- ③ 次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、社会全体で支援する気運の醸成を図ります。
- ④ 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業等を「はぐくみ支援企業」\*1として認証するとともに、「くるみん認定」\*2についても、関係機関と連携を図り、周知啓発を行うことで、県内企業等における次世代育成の取組を促進します。



徳島県ホームページ「徳島県はぐくみ支援企業認証制度について」

- ⑤ 親子で参加できる講座を実施し、男性の育児参画を支援します。

\*1 次世代育成対策支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組む企業等に対して徳島県が行う認証制度。

\*2 子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定制度。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
保育所等の待機児童数	23人	0人
未就学児も入場可能な公演の開催回数(累計)[新規]	—	12回
「はぐくみ支援企業」認証事業所数(累計)	285事業所	380事業所
県内企業における男性の育児休業取得率[新規]	—	30%

## 主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 世界経済フォーラムが発表した2023年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は、146か国中125位（前年：116位）と先進国の中では最低水準となっております。
- 国においては、指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、男女共同参画社会基本法に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成など取組を強化する必要があるとしています。また、指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取組を強化し、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会になることをめざしています。
- 男女共同参画推進条例においては、男女が社会における対等な構成員として、施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることなどを旨とした基本理念を踏まえ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含む施策を総合的に策定し、実施することが規定されています。
- 徳島県では、管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合が19.6%で全国第1位（全国平均15.7%：令和2年国勢調査）、県審議会等における女性委員の割合が56.8%で、平成20年度以降、平成28年度を除き全国第1位（全国平均37.5% R3.4.1 現在）、と全国トップクラスにあります。
- 今後とも、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、及びそのための人材の育成・充実を図ります。

## 推進方策

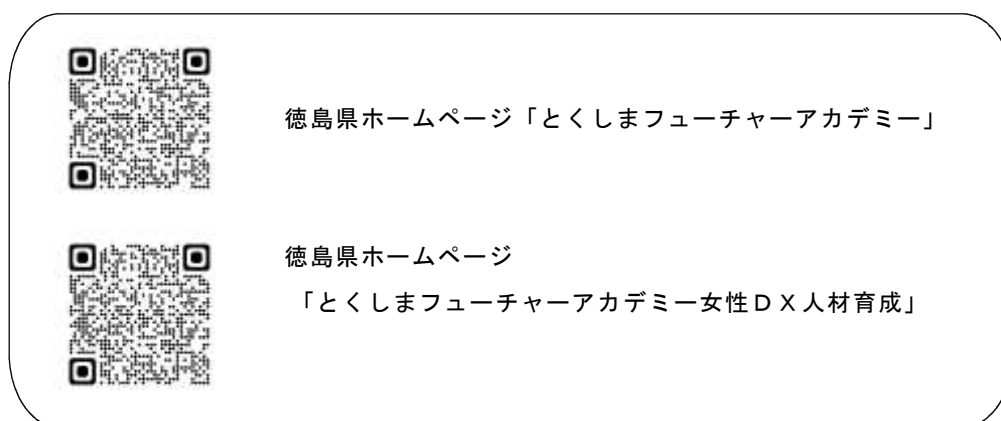
### （1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」\*1を策定するなど、事業主としての県が率先して、女性職員の一層の職域拡大、能力の開発を図り、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めるとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、各種関係機関に対し、積極的な情報提供などを行い、人材の発掘と育成により、女性活躍のすそ野拡大を図ります。

- ① 県職員については、「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の職域の拡大、能力の開発を図るとともに、「能力実証」を前提としつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用に努めます。また、「徳島県特定事業主行動計画（ほほえみ愛☆阿波っ子すくすくプログラム）」に基づき、育児休業の取得促進、効率的な業務執行など、職員だれもが働きやすい勤務環境の整備や職員の意識改革を図ります。
- ② 県の審議会等における女性委員の選任割合について、全国トップクラスの水準（R4.4.1

現在56.8%)を堅持することを目標に、女性の参画拡大を図るとともに、会長及び副会長等への女性の登用を進めます。

- ③ 政策・方針決定過程への女性・若者の参画を促進するため、「とくしまフューチャーアカデミー」において、人材の発掘と育成を図るとともに、育成した人材の登録リストを作成し、審議会委員への登用など様々な場面において活用することにより、女性の登用と活躍の場の整備を図ります。



- ④ 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います。
- ⑤ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を推進し、企業における意欲と能力のある女性の管理職登用の促進を図ります。
- ⑥ 農林水産関係団体における女性の役員・委員の任命、選出が、男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層推進します。

\*1 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」は、国及び地方公共団体の機関等が策定する組織内の女性の活躍を推進するための取組をとりまとめた行動計画。

## **(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成**

女性のエンパワーメントを促進し、幅広い分野においてリーダーとして活躍できる人材を養成します。特に次代を担う若い世代の人材育成に力を注ぎ、未来志向で男女共同参画社会づくりを推進します。

- ① 「とくしまフューチャーアカデミー」等で育成した人材のネットワーク化を図り、地域での連携を生かした活動を促進します。
- ② 女性がキャリアビジョンを追求し、いきいきと働くために、キャリアアップのための各種セミナーを開催します。
- ③ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。
- ④ 消費者情報センターをデジタル時代に即した全世代への消費者教育の拠点とし、学校における消費者教育をはじめ、ライフステージに即した体系的な消費者教育や地域の消費者リーダーの育成を推進します。
- ⑤ ボランティアやNPO等の活動に、男女が共に参加でき、知識や技能を生かせるよう、活動を支援します。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
県職員の女性管理職の割合	16.2%	22.0%
男性県職員の育児休業取得率	31.8%	100%
県審議会等委員に占める女性の割合	56.8%	57%
「とくしまフューチャーアカデミー」修了者数(累計)	135人	260人

## 基本方針Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現していくために、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めるとともに、健康で安心して生活することができる環境づくりを進めます。

### 主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 性別や加害者、被害者の間柄を問わず、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力の根絶は、非常に重要な課題であり、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。
- 男女平等を侵害する暴力には、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春、アダルトビデオ出演被害など様々な形態がありますが、スマートフォンやSNSなどの普及を背景に被害が若年層へ拡大するなど、女性に対する暴力は多様化しており、こうした暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。
- これらの状況を踏まえ、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならない予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、女性に対する暴力根絶のための環境づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、暴力の形態に応じた取組を総合的に推進します。

## 推進方策

### (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

こども女性相談センターを核として、関係機関と連携し、被害者やその子どもの状況に応じた迅速かつ的確な支援を提供するとともに、民間団体の支援にも取り組みます。

また、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、若年層を対象とした啓発を進めます。

- ① 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」\*1に基づき、配偶者暴力相談支援センターの役割を担うこども女性相談センターを核として、被害者に配慮した相談体制の充実、被害者の自立支援など、総合的に各種施策を推進するとともに、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターや相談窓口及び民間支援団体等関係機関との連携による支援体制を構築します。
- ② 「相談窓口ステッカー」の配布など、DV相談窓口を広く県民に周知します。
- ③ 被害者の安全を確保し、心身の回復や自立に向けた支援を行うため、適切かつ効果的な一時保護を行います。
- ④ 一時保護後の被害者が地域での生活へ順調に移行できるよう、ステップハウスを運営し、自立への支援を行います。

- ⑤ 配偶者等からの暴力は、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、必要に応じて、こども女性相談センターにおいて、被害者の子どもに対する心のケアを行います。
- ⑥ 被害者が置かれている危険性や自立への困難さ、加害者の追跡等に対する不安感を十分認識し、これらに配慮した施策を実施します。
- ⑦ 被害者支援に取り組む民間団体の育成、活動の活性化及び先進的な取組を推進し、官民が連携して被害者支援の充実を図ります。
- ⑧ 男女平等を侵害する暴力の根絶に向け、『「ストップ！DV\*2」強化推進月間（11/1～12/31）」「女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）」等を通じて、市町村や民間団体とも連携し、広く普及・啓発を行います。
- ⑨ 交際相手からの暴力（デートDV）を防止するため、また、将来、暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。
- ⑩ 市町村における配偶者暴力相談支援センター及び相談窓口の設置を促進します。
- ⑪ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。

\*1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、本県において、総合的に配偶者からの暴力の問題に取り組むことを目的に、2005年（平成17年）12月に策定した基本計画〔2009年（平成21年）3月一部改正〕。7つの基本目標を掲げて、14の主要課題ごとに、今後の推進方策を取りまとめている。

\*2 「ドメスティック・バイオレンス」の略。一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力のこと。配偶者暴力防止法では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする者等も含む）であるものを対象にしている。



徳島県ホームページ

「徳島県こども女性相談センターについて」（DV相談窓口）

## **（２）性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援**

性犯罪の取締り、未然防止に向けた取組を更に推進・強化するとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を核として、インターネットやSNS等を活用した相談支援内容の広報啓発の実施や、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成研修の実施などにより、長期に渡り心身に重大なダメージを及ぼす性犯罪を含む性暴力被害者への支援に取り組みます。

また、アダルトビデオ出演被害問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であることから、若年層の被害拡大防止に向けて、適切な被害者対応を図り、取締りを強力に推進します。

[性犯罪・性暴力対策の推進・強化]

- ① 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け付け、関係機関と連携して、緊急避妊や性感染症検査など



の医療的支援、心理カウンセリング、法律相談など、被害者のニーズに応じた専門的な支援を行います。

また、性暴力被害者支援に精通した心理士の養成をはじめ、相談員及び関係機関構成員への研修を進め、支援体制の強化、支援の質の向上に取り組むとともに、「性暴力被害者支援連携協議会」の開催による関係機関との連携強化や、こうした取組をインターネットやSNS等を活用して積極的に周知広報することにより、被害者が躊躇することなく、相談できる体制の整備と性暴力を許さない県民意識の醸成に努めます。

- ② 性犯罪捜査体制の整備などを進めるとともに、関係法令等を厳正に運用し、適正かつ強力な取締りを推進します。
- ③ 性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行い、積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対する指導・警告措置を的確に実施します。
- ④ 県警察及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性犯罪あるいは性暴力の被害者への医療費やカウンセリング費用等の公費負担による支援を実施します。
- ⑤ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を守るため、徳島県青少年健全育成条例\*1の適正な運用を図ります。
- ⑥ 性的搾取等の被害者になった子どもに対しては、心理的負担等に配慮した相談、保護を行うなど、関係機関が連携し、総合的で適切な支援を実施します。
- ⑦ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度\*2の拡充を図るとともに、「安心メールシステム」、「徳島安全安心アプリ『スマートポリス』」等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。

## 徳島県安全安心アプリ『スマートポリス』

徳島安全安心アプリ『スマートポリス』

身近な犯罪を地図で確認  
身近なエリアの事件情報を表示します！

地域の安全を守る防犯パトロール  
パトロールを続けて見逃ししよう！

徳島県警からのお知らせをプッシュ通知で確認  
マイエリアに設定した地域の火災らお知らせします！

家族に知らせる位置情報共有  
位置情報が家族等に届きます！

アプリダウンロード

- ⑧ 売買春を未然に防止するため、県民意識の更なる向上を図るとともに、女性や子どもからの相談に対する体制を強化し、必要に応じて、指導・援助、保護等を行います。
- ⑨ 「相談窓口ステッカー」の配布など相談窓口の広報・周知及び性暴力被害者支援についての啓発を進めます。

- ⑩ 子どもたちを性暴力の当事者にさせないことや、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために内閣府と文部科学省が共同作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きの活用について周知し、児童生徒の実態や地域の実情等に応じた教育を推進します。
- ⑪ 「若年層の性暴力被害予防月間（4月）」を中心に、学校や市町村、民間団体等と連携し、SNS等の利用をきっかけとした児童ポルノや児童買春などの子どもが巻き込まれる犯罪・トラブルや、「いわゆる『JKビジネス』問題」、「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力（レイプドラッグ）」などの暴力に対する予防啓発を推進するとともに、インターネットの危険性や適切な利用に関する教育・啓発を推進します。
- ⑫ 女性警察官の採用・登用拡大に努め、警察力の強化を図るとともに、女性や子どもが被害者となる事案や相談に対する取組を一層推進します。
- ⑬ 市町村、関係機関や地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりを一層推進します。（再掲）

[AV（アダルトビデオ）出演被害対策の推進・強化及び被害者支援]

- ⑭ アダルトビデオ出演被害に関する相談、被害申告等を受理した際は、令和4年6月に成立・施行された「AV出演被害防止・救済法（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律）」のほか、各種法令の適用を視野に入れた取締りを推進します。
- ⑮ アダルトビデオ出演被害者の心情に配慮し、県警察及び性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、被害者の要望に応じて女性が対応にあたるなど、相談しやすい環境の整備に努め、関係機関・関係部門等と連携して多面的・重層的な被害者支援にあたります。
- ⑯ 各種学校、企業等と連携して被害防止教室等のあらゆる機会を捉え、アダルトビデオ出演被害問題に対する警察の取組や相談窓口等について広報するなどし、被害防止のための啓発活動を推進します。

- \*1 青少年の健全な育成を図るため、基本理念を定め、県、県民、保護者等の責務等を明らかにするとともに、夜間外出の制限、有害図書類の指定及び販売の制限、インターネットの利用環境の整備等、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項を定めている。
- \*2 子ども等を犯罪被害から守るため、警察への迅速な通報や避難保護を目的に取組が進められている地域でのボランティア活動のひとつである。各種販売業界や運輸業界、医療機関等が加盟し、緊急避難場所としての機能を発揮している。



徳島県ホームページ  
「性暴力被害者支援センター よりそいの樹（き）とくしま  
について」

### **(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化**

ストーカー行為や子どもに対する声かけ事案等、凶悪犯罪に発展するおそれのある事案について広く相談に応じ、必要に応じて、助言・指導を実施するとともに、関係法令などを厳正に適用し、適正かつ強力な取締りを推進します。また、被害者への適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携し、心身の状況に応じた適切な支援を実施します。

- ① つきまといや待ち伏せなどのストーカー行為、子どもに対する声かけ事案等について、情報収集や分析を行い、行為者を特定して積極的に検挙措置を講じるほか、検挙に至らない事案についても特定した当該行為者に対し、ストーカー規制法に基づく文書警告や、口頭による指導・警告措置を的確に実施します。
- ② ストーカー事案の被害防止等を図るため、平成30年5月から3年計画で実施した「官学連携によるストーカー調査研究\*1」結果を踏まえ、被害者の多くを占める若年層を対象に、被害者にも加害者にもならないためのストーカー対策講習を開催するなど、被害・加害防止啓発活動を行います。
- ③ ストーカー事案等につき、危険性や切迫性が高い事案の被害者等の安全を速やかに確保し、二次的被害の防止を図るため、ホテル等の宿泊施設への緊急・一時的な避難等について、公費負担を含めた支援を行います。
- ④ 子ども等を犯罪被害から守るため「子ども110番の家及び車」制度の拡充を図るとともに、安心メールシステム等による地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。(再掲)

\*1 ストーカー事案の被害防止等に資することを目的に、徳島文理大学と連携協定を締結し、大学生等へのアンケートや加害者面接等による被害者の実態調査、加害者の傾向・類型調査等を行い、当該調査結果を報告書(ストーカー行為に関する官学共同研究報告書)に取りまとめている。

### **(4) 加害者の再犯防止に関する取組**

ストーカー事案や性犯罪等については、同種の犯罪を繰り返し引き起こす加害者が少なくないことから、将来にわたり被害の発生を防ぎ、被害者の安全を確保するため、加害者の再犯防止に取り組めます。

- ① 県警察においては、ストーカーや配偶者暴力に係る情報管理を充実・強化するとともに、子どもを対象とした性犯罪受刑者における出所後の居所等を把握するなど、再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に実施します。
- ② ストーカー行為を抑止できない加害者に対しては、精神科医等と連携の上、加害者への対応方法やカウンセリング、治療の必要性等について精神科医等から助言を受けるとともに、必要に応じて県警察から加害者に精神科の受診を勧めるなど、精神医学的なアプローチを活用して、ストーカー行為の拡大・再犯防止に努めます。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
「DV被害者自立支援サポート事業」による助成件数 (累計)	43件	58件
「STOP!DVサポーター」数(累計)	22,045人	32,000人
警察官に占める女性の割合	10.0%	12.0%

## 主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 経済的に厳しい状態に置かれている「ひとり親家庭」の母親をはじめ、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、これらの人々に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間の連鎖を断ち切るため、妊娠、出産、子育て、就労等の各段階に応じた相談体制の強化等、各種支援施策を実施していく必要があります。
- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化、複雑化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことから、令和4年5月、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」が成立（施行：令和6年4月）し、都道府県は、国の定める「基本方針」に即して施策の実施に関する「基本計画」を定めなければならないこと等が規定されました。
- 生活上の困難を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら最適・多様な支援が受けられるよう、総合的・包括的な支援体制の充実を図ります。

### 推進方策

#### （1）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等それぞれの様々な課題に、総合的・包括的に支援するため、相談・支援体制の充実・強化を図ります。また、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、子どもへの学習支援や就職支援を推進します。

- ① ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実を図るため、「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対応し、適切な支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うとともに、相談体制を充実・強化します。
- ② 職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、ひとり親家庭の就業を支援します。
- ③ 貧困の世代間連鎖を防止し、人材育成を行うため、子どもへの学習支援や就職支援等を推進します。
- ④ 「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親世帯」などの多様な家族形態\*1を理解し、地域で安定した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ⑤ 様々な困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するため、地域における支援者を養成し、関係機関相互の連携を促進します。

\*1 我が国の平均世帯人員は、1955年（昭和30年）は約5人であったが、2020年（令和2年）は2.21人と急速に減少している。〔2022年（令和2年）国勢調査での世帯割合は、単独世帯は38.1%、夫婦と子どもからなる世帯は全世帯の25.1%、夫婦のみ世帯は20.1%、母子・父子家庭は9.0%となっている。〕（「令和2年度国勢調査結果」より）

## (2) 若年者の妊娠等への支援

若年の女性が妊娠した場合は、学業の継続が困難になるなど、その後の人生において貧困に陥るリスクを抱えてしまうことがあります。本人の意思に沿わない若年の妊娠を防ぐとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、適切な支援を行います。

- ① 市町村において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「子ども家庭センター」\*1の設置促進を図ります。
- ② 学校教育において、性的成熟に伴い自分の行動への責任感や、異性を理解したり尊重したりする態度が必要であることへの指導を行い、妊娠・出産について、生徒が正しく理解できるようにします。
- ③ 高等学校等において妊娠した生徒に対し、母体の保護を最優先しつつ、十分に話し合い、本人の希望に応じ、学業継続に向けて支援します。
- ④ 思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、正しい知識を学べる情報ツールの充実や安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。

性とカラダに関する正しい情報を届けるツール



LINE友だち登録

\*1 令和4年改正児童福祉法において、「市町村は、「子ども家庭センター」設置に努め、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とするとともに、家庭からの相談に応ずること、サポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと、関係機関との連絡調整、児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を円滑に行うための体制の整備等の業務を行うほか、地域子育て相談機関と密接に連携を図るもの」とされた。

## (3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する基本計画の策定や支援調整会議の設置等、各種施策を計画的に実施します。

- ① 国の「基本方針」に基づき、県において困難な問題を抱える女性への支援の実施に関する「基本計画」を策定します。

- ② 困難な問題を抱える女性への支援を行うため、支援調整会議を設置するなどの関係機関との連携強化、民間団体との協働、支援者の資質向上の取組等、各種施策を計画的に実施します。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
「ホームフレンド」派遣回数 (年間)	29回	80回
子どもの居場所づくりアドバイザー数 (累計) [新規]	—	40人
子ども・若者地域協議会及び支援者養成講習参加者数 (年間)	239人	250人
支援調整会議 (仮称) の設置 [新規]	—	設置

## 主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 女性と男性にはそれぞれ特有の病気や健康上の問題点等があることに加え、近年の社会情勢の変化に伴い、女性の健康を取り巻く環境は変化しており、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など女性のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策を推進することが必要です。
- これらの状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境及び相談体制の整備、並びに学習機会の提供が必要不可欠であり、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の確立を推進するとともに、企業に対しても従業員の性差に応じた健康対策を講じるよう啓発を図っていく必要があります。
- また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、女性のスポーツ参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。

### 推進方策

#### (1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

女性の心身の状況はライフステージごとに大きく変化するため、ライフステージごとの課題に応じて包括的に支援していく必要があります。性別に配慮した医療体制の整備を促進し、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう健康教育、相談やスポーツを促進します。

[男女共同参画と医療・健康・スポーツ]

- ① 性別に配慮した医療に関する県民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら性差医療に対する理解を深めるとともに、性別に配慮した医療提供体制を整備促進するため、関係団体と協力しながら医師や看護師等、医療従事者に対する普及啓発を行います。
- ② 女性外来等性別に配慮した医療の提供状況について、ホームページに公表している「医療とくしま」\*1を通じて情報提供に努めます。
- ③ 成人期、高齢期の健康づくりを推進するため、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
- ④ 乳がん、子宮頸がん検診の受診を促進します。特に子宮頸がんの発生要因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染リスクを低減させるHPVワクチンについては、令和4年4月から積極的な接種勧奨が再開されており、引き続き市町村と連携し、HPVワクチンの有効性や安全性について正確な情報提供に努めます。
- ⑤ 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（Adolescent and Young Adult：思春期・若年成人）のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための経済的負担の軽減を図ります。



- ⑥ HIV／エイズをはじめとした性感染症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実等、総合的な対策を推進します。
- ⑦ 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。  
また、将来的に、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等、思春期早期からの十分な情報提供に努めます。
- ⑧ 薬物乱用については、乱用者の取締りや薬物乱用の危険性に関する正しい知識を普及する広報啓発活動を通じて薬物乱用の根絶をめざします。  
また、児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- ⑨ 身近な地域における健康づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブへの高齢者や女性の参加を促進するとともに、普及啓発に向けた取組を推進します。  
また、女性アスリートの競技力の向上、競技生活の延伸、活躍機会の拡大を図るため、女性特有の課題への対応に向けた取組を推進します。

[ライフステージに応じた健康保持]

- ⑩ 男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育、相談等を実施していきます。さらに、「女性の健康週間（3/1～3/8）」に合わせ、パネル展示やパンフレット等の配布を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援の推進を図ります。
- ⑪ 子どもの段階から食育を推進し、栄養バランスの優れた食習慣等の定着、食を通じた豊かな人間性・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- ⑫ 従業員の健康づくりについて、企業へ普及・啓発を行い、企業の「健康経営」\*2を推進します。
- ⑬ 高齢者が容易に通える範囲に体操等を行う「住民主体の通いの場」の普及や介護予防リーダーの活躍を促進するなど、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組む地域づくりを推進します。
- ⑭ 「徳島県自殺対策基本計画」に基づき、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的視点も含めた包括的な相談機能の強化や連携体制の構築等を推進するとともに、「徳島県自殺予防サポーター」\*3の更なる養成や、出前講座、街頭啓発の充実等に努め、「誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”の実現」をめざし、県民総ぐるみで自殺対策の推進を図ります。

\*1 徳島県ホームページで運用している医療情報提供サービス。診療科目での医療機関検索機能や休日夜間救急情報をはじめ、医療を取り巻く各種情報の提供を行っている。

\*2 「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との経営的な視点から健康管理をとらえ、戦略的に実践すること。

\*3 ゲートキーパー\*3-1、傾聴ボランティアなど自殺予防、傾聴の研修受講者。

\*3-1 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる。

## (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援します。また、不妊・不育に悩む男女に対し、専門相談や情報提供などを行います。

- ① 妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう、医療ネットワークなど総合的な周産期医療の充実を図るとともに、現状における小児科医・産科医の医師不足に対応するため、小児科・産科医療体制の確保に努めます。
- ② 出産後の母親の身体的な回復、心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、家族が健やかに育児できるよう、心身のケアや育児のサポート等を支援します。
- ③ 子どもを持ちたいにも関わらず不妊・不育で悩む男女が安心して相談できるよう、不妊・不育相談室において専門相談や情報提供を行います。
- ④ 若い世代に対して、妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を行います。
- ⑤ 女性が、妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携しながら関係法令の周知啓発を図るとともに、労働環境の整備を支援します。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	65.5%	74.0%
徳島県の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.4	13.0以下 (13.0以下を継続)
若年層対象のライフプラン研修会等の参加人数(累計) [新規]	609人	3,600人

## 主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進

### <現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 近年、これまで経験したことのないような集中豪雨や頻発する台風などの異常気象により、全国各地で洪水や土砂災害などの自然災害が多発しています。さらに、徳島県においては、発災すれば大きな揺れや津波による大規模災害の発生が予想される南海トラフ巨大地震の発生が想定されます。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状態にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・事前復興、災害に強い社会の実現に必須です。
- 災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が反映して、社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・事前復興を円滑に進める基盤となります。
- 特に、防災・事前復興の取組を進めるに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、「事前の備え」「避難所運営」「被災者支援」等の防災・事前復興体制を確立する必要があります。

## 推進方策

### (1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興

男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及や地域におけるリーダーの養成を図るとともに、女性消防職員の活躍推進や女性消防団活動の活性化を促進します。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。
- ② 「県防災会議」委員に女性の積極的な登用を図り、女性の視点を取り入れた災害対策により一層取り組みます。
- ③ 男女共同参画の視点を理解し、地域の防災力向上に積極的に取り組むリーダーを養成します。
- ④ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・事前復興講座を開催することで、女性リーダーを育成するとともに、男女が共同して地域防災力の向上に取り組めるよう支援します。
- ⑤ 消防職員について、各消防本部に、女性職員が採用されるよう促進するとともに、女性消防職員の活躍を推進するための広報・啓発を行います。
- ⑥ 女性消防団活動の活性化を図るための広報・研修を行うなど消防団における女性の活躍を推進します。
- ⑦ 女性防火クラブの活性化を図るため、研修会を実施します。

- ⑧ 男女共同参画の視点に立った防災に関する知識の普及を図ります。
- ⑨ 外国人を含む災害時の要援護者対策など、多様な住民のニーズに応じた防災・事前復興について、学ぶ機会を提供します。

## **(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立**

大規模災害時における避難所運営が、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、市町村や関係者に周知・啓発を図ります。

- ① 県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。(再掲)
- ② 男女共同参画の視点に立った避難所運営等について、全国女性会館協議会\*1 が運営する相互支援システムを活用した情報収集と関係者への情報提供を行います。
- ③ 大規模災害時における多様な住民の視点を取り入れられた地域の实情に応じた避難所運営を進めるため、避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象に避難所運営を円滑に行うための訓練を実施します。
- ④ あらゆる被災者の多様性に配慮した「我慢させない支援」を実現する体制の構築に向け、避難所運営や復興に関わる防災関係者を対象として、災害支援の国際基準であるスフィア・プロジェクト\*2 の理念を取り入れた研修を実施します。

\*1 男女共同参画社会の形成を促進するため、全国の男女共同参画センター、女性センター、女性会館等に関する研修事業、情報事業等を実施し、女性関連施設の事業及び管理運営の充実・発展を図っている特定非営利活動法人。2015年に全国の男女センター及び男女共同参画所管課を結ぶ全国ネットワークを構築。

\*2 スフィア・プロジェクトは、1997年にNGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始した自発的な活動であり、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に、「災害時の被災者には尊厳ある生活を営む権利と援助を受ける権利がある」こと、「災害時の苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの権利及び理念に基づく「人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア基準)」を策定した。その分野横断的テーマにジェンダーが含まれている。内閣府は「避難所運営ガイドライン」の中で参考にすべき基準としてスフィア基準を紹介している。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
「県防災会議」の女性委員の割合	47.5%	50%以上
外国人向け防災研修会参加人数(年間)	213人	300人

## 基本方針Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり

地域の人々が、性別、年齢、障がいの有無等、互いの多様性を理解し合い、尊重するとともに、一人ひとりの能力を十分に発揮して、生き方を選択することができるダイバーシティ社会の実現をめざします。

### 主要課題 9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

＜現状・課題・その解決に向けての方向性＞

- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。県が毎年実施している「とくしまe-モニターアンケート」による「男女共同参画に関する意識調査」の令和4年度の調査結果においても、男性の方が「非常に優遇されている」「どちらかと言えば優遇されている」と思っている人の割合は、64.6%にのぼり、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は、24.1%にとどまっており、国における調査におきましても、同様の傾向となっております。
- 背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。
- 男女共同参画社会を形成するには、固定的な性別役割分担意識等の解消が必要です。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、一人ひとりの生活には未だに根強く残っていることから、男女平等・人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発を展開する必要があります。
- 男性にとっても、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成は重要であり、男性がより生きやすくなることについての理解を深め、男性の家庭・地域における活躍を促進します。
- メディアを通じて、男女共同参画に関する正しい理解を広められるよう、積極的に情報発信を行うとともに、表現の自由を十分尊重しながら、男女共同参画に関する関係者の自主的な取組を促進します。

## 推進方策

### （1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

インターネットや広報誌など多様な媒体の活用や、講演会・研修等の開催などあらゆる機会をとらえ、県民に男女共同参画に対する理解が浸透するよう広報・啓発を進めます。

また、男女共同参画及びジェンダー平等の意識啓発を効果的に推進していくため、その参考指標としての県民の皆様への意識調査の実施と分析に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた効果的な普及啓発を行います。

- ① 男性と女性が協力して家事・育児・介護や地域活動、仕事に参画することにより、女性も男性もともにライフスタイルの選択の幅が広がることにつながるなど、男女共同参画社会の形成が互いの人生をより豊かなものにするものであることの広報・啓発活動を推進します。

- ② 広報・啓発に当たっては、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点の定義について、恣意的運用・解釈\*1が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動に努めます。
- ③ 7月、8月の2か月間を「徳島県男女協調月間」とし、この期間に、女性の活躍に向けた講演会の開催や、男女共同参画立県とくしまづくりに関する表彰、性差や年齢に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発など、各種啓発事業を集中的に展開します。
- ④ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において開催する啓発事業等を通して、県民の男女共同参画の理解を深めるとともに、男女共同参画に関する各種情報の収集・提供を行います。事業の実施に際しては、インターネットを通じた広報活動やオンラインを活用した実施方式を取り入れるなど、一層のデジタル化を進めます。またNPO等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修等の開催や各種研究活動等に対して支援を行うとともに、NPO等民間団体との協働による啓発活動を行います。
- ⑤ 次代を担う若者が男女共同参画社会を実現できる力を育むよう、学校等に出向いて啓発を行うとともに、社会全体に男女共同参画の推進に向けた意識づくりを浸透させるため、企業や地域に出向いて啓発を行います。
- ⑥ 大学等高等教育機関などの調査・研究機関との連携強化を図ります。
- ⑦ 県の行政機関の作成する広報、出版物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれたものにならないよう、また、性差別につながるものがないよう配慮します。
- ⑧ 新聞・テレビ等のメディアと連携し、男女共同参画に資する周知・啓発について積極的に情報発信を行うとともに、表現の自由を十分尊重しながら、人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界の自主的な取組を促進します。
- ⑨ 男女共同参画に関する統計情報を収集・整備し、男女共同参画基本計画に基づく施策の推進状況とともに公表します。

\*1 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、国の男女共同参画基本計画（第2次）において、「『ジェンダー・フリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」等が記述されたところであり、「地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます」との周知がなされている。[2006年（平成18年）1月31日・内閣府男女共同参画局]

## **（2）男性にとっての男女共同参画の推進**

男女共同参画の推進は男性にとっても生きやすい社会をつくることであることへの理解の促進を図るとともに、男性も対象とした相談窓口の周知に努めます。また、家族の姿が変化・多様化する状況の中で男性が家庭や地域社会で活躍の場を広げられるよう、家事・育児への参画をより一層促す取組を進めます。

- ① 男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成を図り、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。
- ② 性別に関わらず、多様な生き方を選択することができるよう、固定的な性別役割分担意識や、性差等に対するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための普及啓発を行います。（再掲）

- ③ 男女共同参画の拠点施設である男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において男性の相談にも応じるとともに、窓口の周知に努めます。

### (3) 総合相談体制の充実・強化

あらゆる相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化により相談機能の充実を図るとともに、各種相談窓口の広報に努めます。

- ① 男女共同参画の推進拠点である男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」において、関係機関との連携強化による相談体制の充実を図ります。また、「男女共同参画総合支援センター」、地域の子育て支援の推進拠点「子育て総合支援センター」、子ども・若者の育成支援の拠点「子ども・若者総合相談センター」の相談機能集約により、幅広いニーズに対応するワンストップの相談支援体制の充実を図ります。
- ② 多様化する相談内容に対し、相談者のプライバシー保護に配慮する等、相談しやすい環境を整備するとともに、各種相談員等に対する研修の充実を図ります。
- ③ 徳島県男女共同参画推進条例第18条に規定する「相談の申出の処理」\*1 を適切に実施します。

\*1 徳島県男女共同参画推進条例(平成14年4月施行)第18条抜粋

「知事は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。」

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	81.8%	100%
男女の地位が平等だと思う人の割合(6分野の平均)	24.1%	50%

## 主要課題 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 男女共同参画は、誰もが人権を尊重され、性別による差別などを受けることなく、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。
- 各人が互いの違いを認め合い、尊重しながら理解し合える「学びの場」が形成・提供される必要があります。
- 誰もが伸びやかに活躍できる社会をつくるため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。
- また、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながるという観点から、子どもにとっての男女共同参画を推進します。

### 推進方策

#### (1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」等における学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点が確立・擁護されるジェンダー平等の社会づくりを進めます。



徳島県ホームページ「ときわプラザ」



「あいぽーと徳島」ホームページ

- ① 性別、年齢、障がいの有無等に関わらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護されるジェンダー平等の社会づくりを進めます。
- ② 男女が自らに保障された法令上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法令・制度の理解の促進を図ります。
- ③ 多様化・複雑化した男女共同参画推進における諸問題に対応するため、県内の高等教育機関、関連機関との連携を図ります。
- ④ 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」や人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向け、学習機会の充実を図ります。
- ⑤ 県立総合大学校「まなびーあ徳島」やシルバー大学校等、子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生涯にわたって学び続ける徳島ならではの学習機会を提供するとともに、県民



が学び続けた知識を地域に還元できる機会を充実するなど、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めます。

- ⑥ 教職員に対し、男女共同参画に関する理解を深め、指導力の向上を図るための研修及び学習機会を充実します。

## (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤としたジェンダー平等意識の育成を図るための教育の充実をめざします。また、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで教育に取り組む環境づくりを推進します。

- ① すべての子どもを対象とした質の高い幼児期の教育・保育を提供する環境を整えていきます。
- ② 異性について認識を深め、尊重し合う人間尊重の性に関する指導を推進します。学校における性に関する指導の実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、保護者や地域の理解を得ながら適切に推進します。
- ③ 不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。
- ④ 学校教育活動全体を通じて、男女共同参画の視点に立ち、キャリア教育を含む教育の充実を図り、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりをめざします。
- ⑤ 科学技術の未来を切り拓く人材を育成するため、県内外の高等教育機関や研究機関と連携し、県内の小・中・高校生に対して実践的な学習の機会を提供します。
- ⑥ 子どもたちの健やかな成長の実現をめざして、「徳島県家庭教育支援条例」\*1に基づき、保護者をはじめ、行政や学校、地域住民、事業者等、社会全体が一丸となって、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

\*1 家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする条例。条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護する者をいう。)が子供に対して行う教育をいう。平成28年4月施行。

成 果 目 標 (項目)	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
人権講演会等への参加者数(累計)[新規]	9,627人	60,000人
「フレアキャンパス」受講による男女共同参画に向けた活動の実践意欲向上度	82%	85%以上

## 主要課題 1 1 地域社会における男女共同参画の推進

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 地域社会の一員として、共に支え合うことの大切さを再認識するとともに、自らの行動が、現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることに自覚を持つとともに、持続可能なよりよい社会づくりに貢献していく必要があります。
- また、活力ある地域社会を持続していくために、進学や就職という節目を迎えた若者世代が本県との関わりを保ち続けられる取組や、人口動態に大きな影響力を持つ女性にとって、魅力のある地域づくりを進めていくことも重要です。
- NPO、ボランティア、企業等、多様な主体が行政と協働・連携し、地域の課題に柔軟かつきめ細やかに対応する地域自立型の持続力ある社会を築いていくために、男女が地域社会における様々な活動に参画する機会が確保され、共に支え合い協力し合いながら担うことのできる「地域社会における男女共同参画」を推進します。

### 推進方策

#### (1) 地域における男女共同参画の推進

ボランティア活動、NPO等の様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図るとともに、次代を担う子どもたちが、地域との絆や家族的なつながりを深めるため、地域ぐるみで子育て等に取り組む社会づくりを進めます。

- ① 多様な価値観のもと、男女とも個性と能力を生かし、ボランティア活動、NPO活動、趣味などの様々な分野で、生きがいを感じながら地域で活躍できるよう男女共同参画の推進を図ります。
- ② 女性自らの参画意欲の向上を図るための意識啓発を行うとともに、市町村との連携により、地域の実情に応じた課題解決型の出前講座を開催するなど、女性のエンパワーメントを促進し、地域活動において女性リーダーとなる人材を養成します。
- ③ 持続可能な地域づくりや、地域で子どもたちの学びや成長を支える活動を推進するため、様々な団体との連携・講習会等の実施により、主体的に地域と関わる人材の育成に取り組みます。
- ④ 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」において、男女共同参画社会の実現をめざした活動を行っている団体や個人を表彰することにより、その功績をたたえ、活動意欲の醸成や活動の活発化等を図ります。
- ⑤ 家族や地域の大切さについて理解を深めるため、「いい育児の日」(11/19)の普及を図るとともに、国が定めた「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)\*1に合わせて、行政や民間団体等が取り組む催事等の情報提供を行い、家族や地域の人々がふれあう機会を通して、明るい家庭づくりを推進します。
- ⑥ 県内各地域で男女共同参画の取組を促進するため、市町村における「男女共同参画基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「推進計画」の策定が図られるよう、働きかけます。

\*1 内閣府において、平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人ひとりに再認識されるよう、様々な啓発活動に取り組んでいる。

## **（２）地方創生の推進と男女共同参画**

地域活動リーダーとなる人材の養成や地域おこし・まちづくりへの参画の支援を通じて、男女共同参画の視点から地方創生を推進します。

- ① 個性豊かで魅力ある持続可能な地域づくりを推進するため、地域の魅力を情報発信するとともに、市町村と連携して移住交流の増加に寄与する取組を推進し、さらなる人の流れを創出します。
- ② 移住交流の促進をはじめ、若者の地元定着、徳島ゆかりの高齢者の里帰りなど、多様な世代で「とくしま回帰」を加速し、地方創生と女性活躍の好循環を図ります。
- ③ 男女共同参画の視点での地域おこし・まちづくりを推進するため、NPOや社会貢献活動団体、関係機関と連携した取組を行います。

## **（３）環境保全への寄与**

男女が共に、地域社会の一員としての自覚を持つとともに、地球規模での環境の保全に視野を広げ、次世代へ良好な環境を継承するため、日常生活や経済活動を見直すことを促します。

- ① 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」\*1に基づき、県民や事業者などのあらゆる主体が、それぞれの立場で、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、啓発や気運の醸成を図ります。
- ② 環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」において、「とくしま環境県民会議」\*2を中心に、エシカル消費など身近な取組から着手する県民活動としての気候変動対策や食品ロス、プラスチックごみの削減対策など、各種施策の推進や環境活動の支援を行い、県民総ぐるみによる環境保全への取組を推進します。
- ③ 学校・大学・家庭・地域・職域等において、エシカル消費\*3に関する教育及びエシカル消費の普及・啓発を推進し、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動への意識の醸成を図るとともに、公正で持続可能な「消費者市民社会」\*4の実現をめざします。

\*1 温室効果ガスの排出量と自然界の吸収量との均衡を図り、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会「脱炭素社会」の実現に向けて、全国に先駆けて、気候変動対策の「緩和策」と「適応策」を両輪とした展開や、水素エネルギーの最大限導入を盛り込んだ条例。平成29年1月施行。

- \*2 「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して、調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。
- \*3 消費者それぞれが、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費。
- \*4 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと。

成 果 目 標（項目）	現 況 値 （2021年度）	目 標 値 （2026年度）
「フレアキャンパス」の地域出前講座数（累計）	390件	520件
「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」における団体等の表彰件数（累計）	39件	50件
「エコみらいとくしま」で実施する実践活動の回数（累計）	126回	200回

## 主要課題 1 2 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

<現状・課題・その解決に向けての方向性>

- 高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。
- また、障がいがあること、外国人であること、同和問題に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々や、性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発を進めます。

### 推進方策

#### (1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり

高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、外国人との相互理解や共生を通じて、多様な価値観が息づき、人権が尊重されるダイバーシティの実現をめざします。また、障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人々が安心して暮らせるよう取り組みます。

[高齢者のための環境整備]

- ① 高齢者の生きがいづくりと社会貢献の促進を図ります。
- ② 高齢者が地域を支える主役として活躍できるよう、それぞれが持つ知恵やノウハウを活かした就業機会の提供に努め、生涯現役社会の実現をめざします。
- ③ 高齢者が自らの豊かな高齢期を創造できる能力の養成や培ってきた知識・技能を更に高め、地域活動への参画を促進するため、学習機会の充実を図ります。
- ④ 高齢者の生きがいづくりと介護現場や保育現場の負担軽減を図るため、現役職員とアクティブ・シニア（元気なシニア）が業務をシェアする「介護助手制度」や「保育助手制度」の普及・促進を図ります。
- ⑤ 各市町村において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくため、市町村のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。
- ⑥ 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備を促進するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保の取組を推進します。
- ⑦ 高齢者が容易に通える範囲に体操等を行う「住民主体の通いの場」の普及や介護予防リーダーの活躍を促進するなど、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組む地域づくりを推進します。（再掲）
- ⑧ 認知症の人やその家族を地域で見守る認知症サポーター\*1の養成を促進し、認知症の人にやさしい地域づくりを支援します。

- ⑨ 高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳の保持を図るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」\*2 に基づく適切な対応に努めるとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。
- ⑩ 誰一人取り残されない「人にやさしいデジタル社会」を実現するため、高齢者を対象にスマートフォンの基本的な操作やインターネットの安全な使い方などを習得できる「スマホ体験教室」を実施します。

[障がい者のための環境整備]

- ⑪ 子どもから高齢者、障がい者も含め、年代、性別などを問わずすべての人が住みやすいまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。
- ⑫ 障がいを理由とする差別の解消を図るため、相談体制を整備するとともに、障がい者の尊厳の保持を図るため、障がい者虐待への適切な対応を行います。併せて広報啓発を行うことにより、県民理解の促進を図るなど、障がい者の権利擁護を推進します。
- ⑬ 障がいの種別に関わらず、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるよう、利用者本位の障がい福祉サービスの提供を推進します。
- ⑭ 障がいのある人が能力、適性を十分に活かし、活躍することができるよう、障がい者に対する雇用の促進を図ります。
- ⑮ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、一般就労はもとより、スポーツ・芸術・文化といった様々な日常活動を支援し、障がい者の自立を地域社会全体で支える体制を構築します。
- ⑯ 障がい者のコミュニケーション及び移動の手段を確保するため、手話通訳者や各種専門的ボランティアを育成します。
- ⑰ 県民のすべてが「発達障がい」を正しく理解するよう普及啓発を行うとともに、小松島市における「発達障がい者総合支援ゾーン」\*3 及び美馬市における「発達障がい者総合支援センターアイリス」\*4 を中心に、専門的で切れ目のない支援を身近な場所で受けられるよう、地域における支援体制の充実を図ります。
- ⑱ 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進し、生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実を図ります。
- ⑲ 誰一人取り残されない「人にやさしいデジタル社会」を実現するため、障がい者を対象にスマートフォンの基本的な操作やインターネットの安全な使い方などを習得できる「スマホ体験教室」を実施します。

[外国人のための環境整備]

- ⑳ 国際化に対応し、在住外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画社会が実現された地域づくりを推進します。
- ㉑ 在住の外国人に対し、言葉や文化等の違いに配慮した相談支援体制の充実を図ります。
- ㉒ 生活のあらゆる場面において、県民と在住外国人との相互理解を深め、共生するためのコミュニケーションづくりを推進します。

- ⑳ 国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、将来的に社会の各分野を牽引していく国際理解教育の推進や、優れた「国際感覚」を持つ人材の育成を図ります。(再掲)
- ㉑ 在住外国人がそれぞれ有する能力を活かし、地域活性化に貢献できるよう取組を進めます。
- ㉒ 日本語教室の開催や外国人支援ボランティアの育成など外国人が暮らしやすい環境整備を行うとともに、文化、就労体験を通じた定住促進を図ります。
- ㉓ 外国人採用に係る留意点やノウハウを学ぶセミナーを開催するとともに、外国人留学生等を対象とした企業説明会・マッチングフェアを開催し、県内企業の外国人労働者受入れの支援を行います。
- ㉔ 在住外国人を対象に、自動車運転免許取得やビジネスマナー習得のための講座等を実施し、就労に向けたスキルアップの支援を行います。
- ㉕ 地域の国際交流協会や民間の国際交流団体との連携を図ります。

[女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応]

- ㉖ 障がいがあること、外国人であること、同和問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々への理解が進むよう、県の人権教育・啓発の推進拠点である人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」を中心に、啓発を行います。
- ㉗ 女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、男女共同参画の視点に立った必要な支援が行えるよう、国、市町村、各種関係機関と連携を図ります。

[地域共生社会の実現に向けた体制整備]

- ㉘ 各市町村における「属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める『相談支援』」、「本人のニーズを踏まえて社会とのつながりを作るための『参加支援』」、「世代や属性を超えて交流できる場を整備する『地域づくり支援』」といった包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備を促進し、相談窓口の強化・地域における役割や居場所の確保を図ります。

- \*1 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り、できる範囲で手助けするボランティア。
- \*2 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進することにより、高齢者の権利と利益の擁護に資することを目的とした法律である。
- \*3 発達障がい者の自立と社会参加を進めるため、2012年(平成24年)4月、教育施設・福祉施設・医療施設を小松島市の旧徳島赤十字病院跡地に集積し、ゾーン内の施設が、それぞれの専門性に応じた支援を行うとともに、相互に連携して総合的な支援をめざすものである。
- \*4 全県的な視点で発達障がい者の支援体制の充実を図るため、2015年(平成27年)5月、美馬市に「発達障がい者総合支援センターアイリス」を開設した。

## (2) 多様な人権尊重

性的指向や性自認等を理由として困難に直面している人々の人権や、高度情報化や国際化、少子高齢化の進行等、社会の変化の中で生じる新たな人権問題に対しても、理解と認識を深め、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」をめざします。

- ① 国籍や性別、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、お互いの違いを理解し、認め合うことのできる「共生社会」の実現に向け、県民の人権尊重の理念の普及を図るため、「とくしま共に生きるフェスタ」をはじめとした「県民向け講座」や「パネル展」を開催するほか、学生が制作した人権啓発動画の配信など各種人権啓発事業や教育を推進します。
- ② 性的指向及び性自認の多様性が尊重され、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりのため、「パートナーシップ宣誓制度\*1」の導入を図ります。
- ③ インターネット上の掲示板や動画サイトの差別書込等に対するモニタリングを県内大学と連携して実施するなど、インターネット上の人権侵害の抑止・削減に向けた取組を積極的に実施します。
- ④ 女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特にインターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く教育・啓発を進めます。
- ⑤ これまで様々な理由により義務教育段階において十分に学ぶ機会がないまま学齢期を経過した方に対し、学び直しの機会を確保します。

成果目標(項目)	現況値 (2021年度)	目標値 (2026年度)
「とくしまデジタル支援員」*2が講師を務める スマホ体験教室の参加者数(累計)[新規]	—	1,500人 (2022年度からの累計)
とくしま特別支援学校技能検定「審査員認定教員(主査・副査)」*3の新規認定者数(累計)	94人	150人
民間企業の障がい者雇用率	2.26%	2.5%
とくしま外国人支援ボランティア登録者数	368人	430人
パートナーシップ宣誓制度の導入[新規]	—	導入 (2024年度)

\*1 お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである二人がパートナーシップ関係であることを宣誓し、自治体が二人の関係を公的に証明する制度。

\*2 県内の産学官が連携した「とくしまデジタル人材育成プラットフォーム」(事務局e-とくしま推進財団)において、デジタル技術を活用し、徳島県内におけるデジタルデバイドの解消をはじめ、地域課題解決に意欲と能力があると認められた人材で、「とくしまデジタル人材バンク」に登録された者。



\*3 県内特別支援学校高等部の生徒を対象にした技能検定(ビルメンテナンス、接客、介護、流通の4分野)について、各分野の審査員認定教員研修を受講し、技能検定における審査員としての専門性があると認定を受けた教員。

## 総合的な推進体制の整備

### 推進方策

#### (1) 県の推進体制の充実

- ① 徳島県男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画社会実現に向けて総合的かつ計画的な施策の推進に努めます。
- ② 男女共同参画社会実現のためには、県民の声を聴き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、学識経験者や公募による委員で構成する「徳島県男女共同参画会議」の意見を十分尊重し、施策への反映を図ります。
- ③ 計画の実効性を確保するため、施策の推進状況を毎年度公表し、「男女共同参画会議」において効果検証を行います。また、検証の結果を施策の改善見直しに反映します。なお、「推進計画」に係る施策の効果検証については、「働く女性応援ネットワーク会議」においても行います。



徳島県ホームページ「徳島県男女共同参画会議」



徳島県ホームページ「働く女性応援ネットワーク会議」(再掲)

#### (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画社会実現の推進拠点施設として、「調査・研究」、「学習・研修」、「相談」、「情報提供」、「交流」、「子育て支援」の各種機能の充実を図るとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開に取り組みます。
- ② 事業の実施に際しては、インターネットを通じた広報活動やオンラインを活用した実施方式を取り入れるなど、一層のデジタル化を進めます。
- ③ 男女共同参画に向けた各種施策を提供する窓口として、機能の向上に努めます。
- ④ 学校や地域、企業等に出向いた啓発により、センターでの実施にとどまらない事業展開を図ります。

### (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携

- ① 県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、県民、事業者、市町村、NPO等と連携、協働をより一層深めるとともに、情報提供など各種支援を行います。
- ② 男女共同参画社会の推進に向けて、市町村担当主管課長会議等の会議・研修会を開催し、必要な情報の提供や事業説明、意見交換を行うなど市町村の取組に対する支援を行います。
- ③ 女性活躍推進法に基づき設置する協議会に「働く女性応援ネットワーク会議」を位置づけ、女性の職業生活における新たな取組や課題解決を進めます。

### (4) 施策に関する申出の処理の円滑化

徳島県男女共同参画推進条例第17条に基づく「施策に関する申出の処理制度」\*1について、引き続き周知に努めるとともに、県民等からの申出に対しては、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

\*1 徳島県男女共同参画推進条例(平成14年4月施行)第17条抜粋

「知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。」

### 成果目標一覧表

	指 標 名	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
<b>主要課題1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援【推進計画】</b>			
1	女性の再就職や就労を支援する講座等における就業率	56%	60%
2	女性の創業に対する事業計画等の認定件数(累計)	165件	237件
3	(新)次世代女性農業経営リーダー養成数(累計)	52人	77人
<b>主要課題2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進【推進計画】</b>			
4	県の支援により、県内でテレワークを実施する事業所数(トライアル実施を含む・累計)	128事業所	175事業所
5	(新)サテライトオフィス進出企業数(累計)	86社	110社
<b>主要課題3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備【推進計画】</b>			
6	保育所等の待機児童数	23人	0人
7	(新)未就学児も入場可能な公演の開催回数(累計)	—	12回
8	「はぐくみ支援企業」認証事業所数(累計)	285事業所	380事業所
9	(新)県内企業における男性の育児休業取得率	—	30%
<b>主要課題4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>			
10	県職員の女性管理職の割合	16.2%	22.0%
11	男性県職員の育児休業取得率	31.8%	100%
12	県審議会等委員に占める女性の割合	56.8%	57%
13	「とくしまフューチャーアカデミー」修了者数(累計)	135人	260人
<b>主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>			
14	「DV被害者自立支援サポート事業」による助成件数(累計)	43件	58件
15	「STOP!DVサポーター」数(累計)	22,045人	32,000人
16	警察官に占める女性の割合	10.0%	12.0%
<b>主要課題6 生活上の困難を抱える女性等への支援</b>			
17	「ホームフレンド」派遣回数(年間)	29回	80回
18	(新)子どもの居場所づくりアドバイザー数(累計)	—	40人
19	子ども・若者地域協議会及び支援者養成講習参加者数(年間)	239人	250人
20	(新)支援調整会議(仮称)の設置	—	設置

	指 標 名	現 況 値 (2021年度)	目 標 値 (2026年度)
<b>主要課題7 生涯にわたる健康づくりへの支援</b>			
21	成人の週1回以上のスポーツ実施率	65.5%	74.0%
22	徳島県の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.4	13.0以下 (13.0以下を継続)
23	(新)若年層対象のライフプラン研修会等の参加人数(累計)	609人	3,600人
<b>主要課題8 防災・事前復興における男女共同参画の推進</b>			
24	「県防災会議」の女性委員の割合	47.5%	50%以上
25	外国人向け防災研修会参加人数(年間)	213人	300人
<b>主要課題9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発</b>			
26	「男女共同参画社会」という用語の周知度	81.8%	100%
27	男女の地位が平等だと思う人の割合(6分野の平均)	24.1%	50%
<b>主要課題10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実</b>			
28	(新)人権講演会等への参加者数(累計)	9,627人	60,000人
29	「フレアキャンパス」受講による男女共同参画に向けた活動の実践意欲向上度	82%	85%以上
<b>主要課題11 地域社会における男女共同参画の推進</b>			
30	「フレアキャンパス」の地域出前講座数(累計)	390件	520件
31	「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」における団体等の表彰件数(累計)	39件	50件
32	「エコみらいとくしま」で実施する実践活動の回数(累計)	126回	200回
<b>主要課題12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現</b>			
33	(新)「とくしまデジタル支援員」が講師を務めるスマホ体験教室の参加者数(累計)	—	1,500人 (2022年度からの累計)
34	とくしま特別支援学校技能検定「審査員認定教員(主査・副査)」の新規認定者数(累計)	94人	150人
35	民間企業の障がい者雇用率	2.26%	2.5%
36	とくしま外国人支援ボランティア登録者数	368人	430人
37	(新)パートナーシップ宣誓制度の導入	—	導入 (2024年度)

## <参考>

### 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の審議経過

年 月 日	内 容
令和4年8月4日	令和4年度第1回徳島県男女共同参画会議 ・知事が男女共同参画会議会長に諮問 ・「基本計画（第5次）」の策定について
8月16日	令和4年度第1回徳島県男女共同参画推進本部 幹事会 ・「基本計画（第5次）」の策定について
8月30日	令和4年度第1回働く女性応援ネットワーク会議 ・「基本計画（第5次）」について
9月2日	令和4年度第1回徳島県男女共同参画基本計画策定部会 ・「基本計画（第5次）」の策定について
9月9日	令和4年9月定例会総務委員会（事前）報告 ・「基本計画（第5次）」骨子案について
9月13日	令和4年9月定例会次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（事前）報告 ・「基本計画（第5次）」骨子案について
10月14日	令和4年度第2回徳島県男女共同参画基本計画策定部会 ・「基本計画（第5次）」の素案について
11月9日	令和4年度第2回徳島県男女共同参画会議 ・「基本計画（第5次）」の素案について
12月6日	令和4年11月定例会総務委員会（付託）報告 ・「基本計画（第5次）」（素案）について
12月12日	令和4年11月定例会次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）報告 ・「基本計画（第5次）」（素案）について
12月15日	全議員勉強会 ・「基本計画（第5次）」（素案）について
令和5年1月16日 ～ 2月15日	「基本計画（第5次）」（素案）に係るパブリックコメントの実施

年 月 日	内 容
令和5年3月17日	令和4年度第2回働く女性応援ネットワーク会議 ・「基本計画（第5次）」（素案）について
4月20日	令和4年度第3回徳島県男女共同参画基本計画策定部会 ・「基本計画（第5次）」の策定について
7月6日	全議員勉強会 ・「基本計画（第5次）」（案）について
8月3日	令和5年度第1回徳島県男女共同参画会議 ・パブリックコメント実施状況報告 ・「基本計画（第5次）」答申案の審議
8月31日	男女共同参画会議会長、副会長から知事に意見を答申
9月5日	令和5年度第1回徳島県男女共同参画推進本部 幹事会 ・「基本計画（第5次）」について
9月11日	令和5年9月定例会総務委員会（事前）へ提出予定議案の説明 ・「基本計画（第5次）」の策定について
9月13日	令和5年9月定例会次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 （事前）へ提出予定議案の説明 ・「基本計画（第5次）」の策定について
9月14日 10月10日	令和5年9月定例会へ議案提出 ・「基本計画（第5次）」決定

徳島県男女共同参画会議 委員名簿

(令和5年8月31日現在)

	現職等	氏名
1	徳島文理大学名誉教授	会 長 阿 部 頼 孝
2	徳島大学AWAサポートセンター長	副会長 坂 東 良 美
3	徳島青年会議所委員	委 員 太 田 恵 理 子
4	徳島県女性協議会前会長	委 員 大 寺 禮 子
5	阿波市社会福祉協議会事務局長	委 員 大 村 久 美 子
6	徳島弁護士会	委 員 川 城 政 人
7	徳島新聞社編集局総務	委 員 河 野 隆 富
8	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授	委 員 木 村 直 子
9	徳島商工会議所副会頭	委 員 日 下 雅 史
10	徳島県労働組合総連合幹事	委 員 齋 藤 敦
11	徳島県医師会常任理事	委 員 齋 藤 誠 一 郎
12	徳島労働局雇用環境・均等室長	委 員 佐 藤 か お る
13	公募委員	委 員 佐 野 崇 之
14	徳島県農業青年クラブ連絡協議会会長	委 員 佐 野 健 志
15	部落解放同盟徳島県連合会副執行委員長	委 員 齒 朶 山 加 代
16	公募委員	委 員 妹 尾 幸 音
17	和田島漁業協同組合女性部部長	委 員 鳴 滝 貴 美 子
18	徳島県助産師会監事	委 員 平 野 文 子
19	徳島県婦人団体連合会会長	委 員 藤 田 育 美
20	日本労働組合総連合会徳島県連合会 女性委員会事務局長	委 員 三 木 裕 子

# 「オープンとくしま e-モニターアンケート」 (男女共同参画に係る意識調査) の調査結果

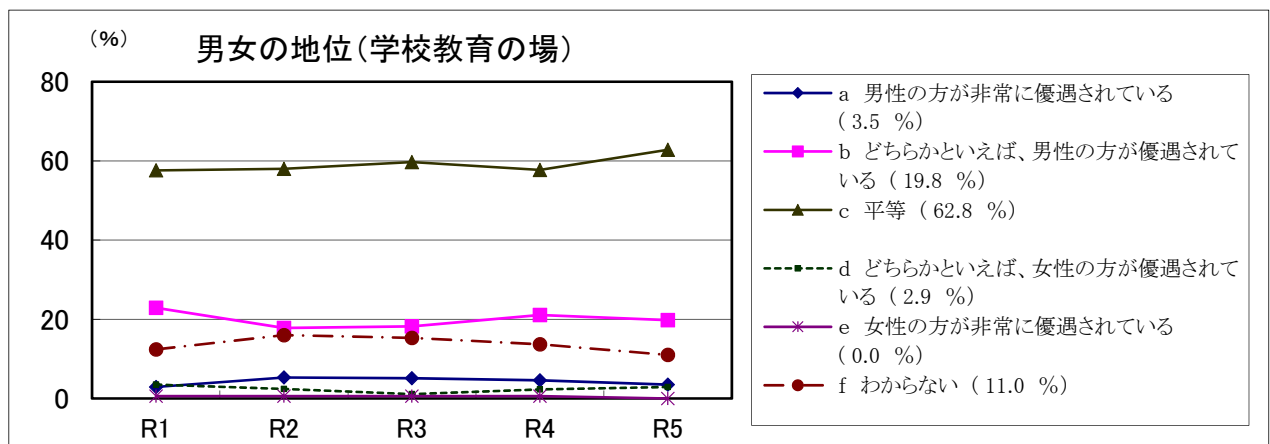
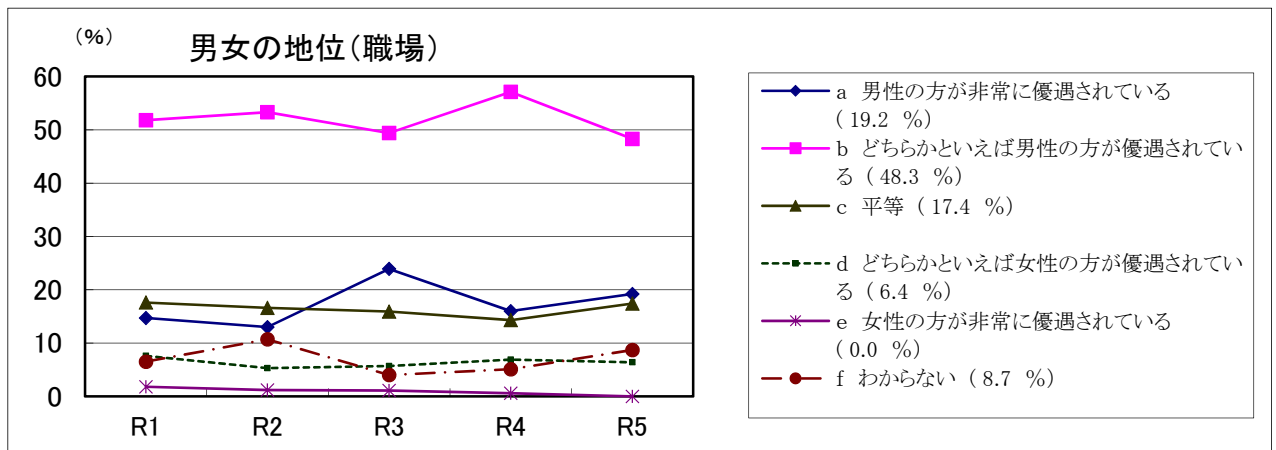
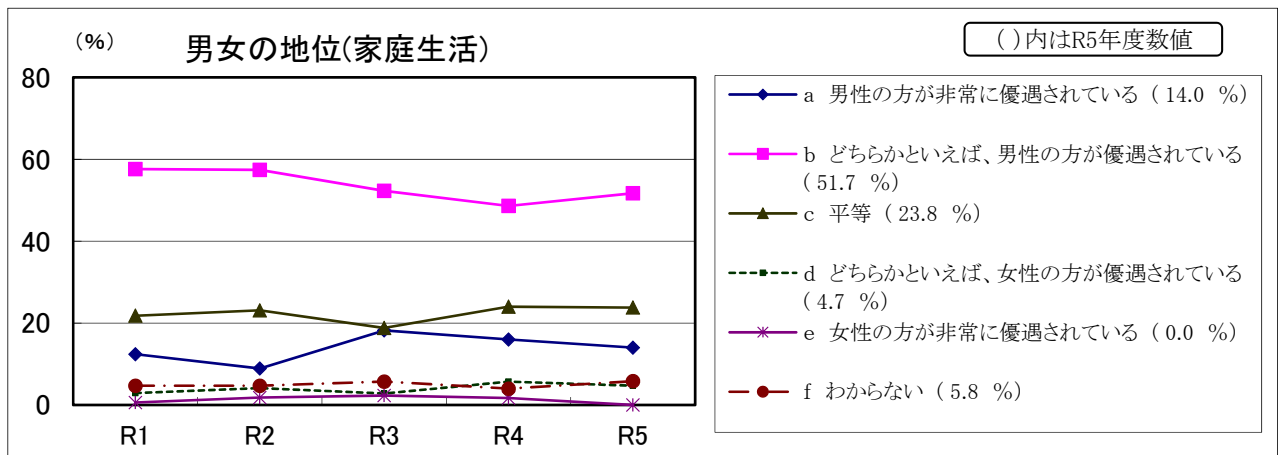
「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の策定に当たり、男女共同参画に関する県民の意識を把握するため、県民の皆様からのご意見をいただき、計画づくりの参考資料といたしました。

ご意見は、「オープンとくしま e-モニターアンケート制度」を活用し、モニター（一般公募100名以内、市町村長推薦100名以内の合計200名以内）を対象に、主にインターネットを利用していただきました。

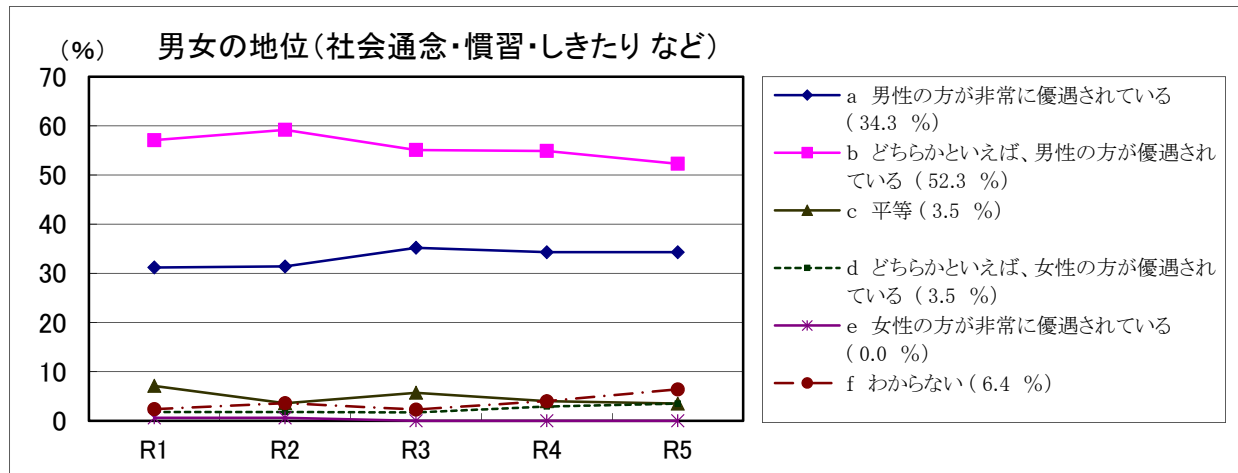
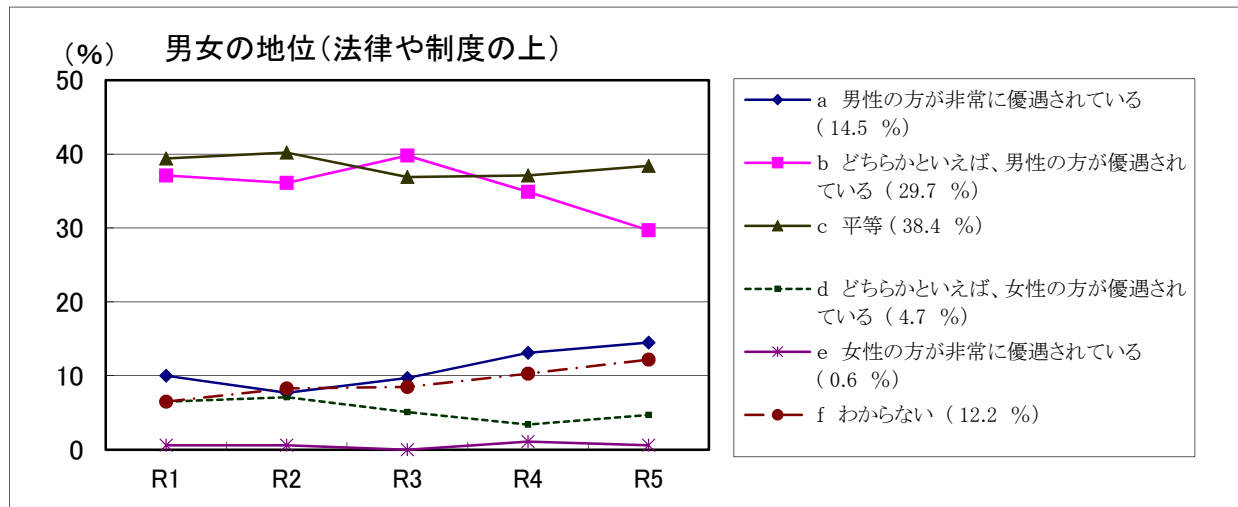
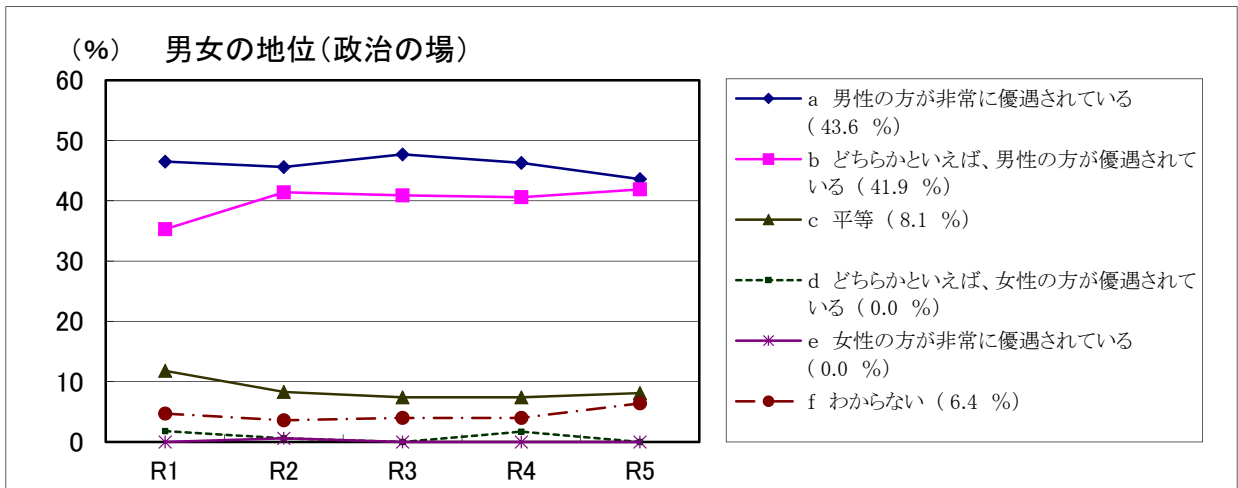
(調査実施年度：令和元年度～令和5年度 令和5年度回答率：86.4%)

## (質問1)

あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。  
次の中から、あなたの気持ちに最も近いものを1つお答えください。

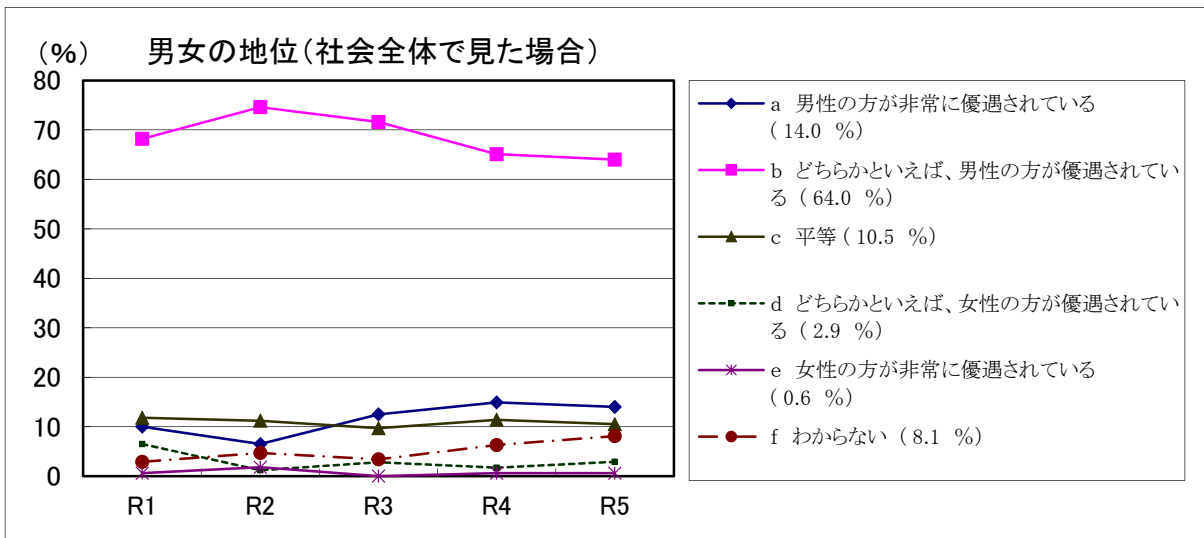






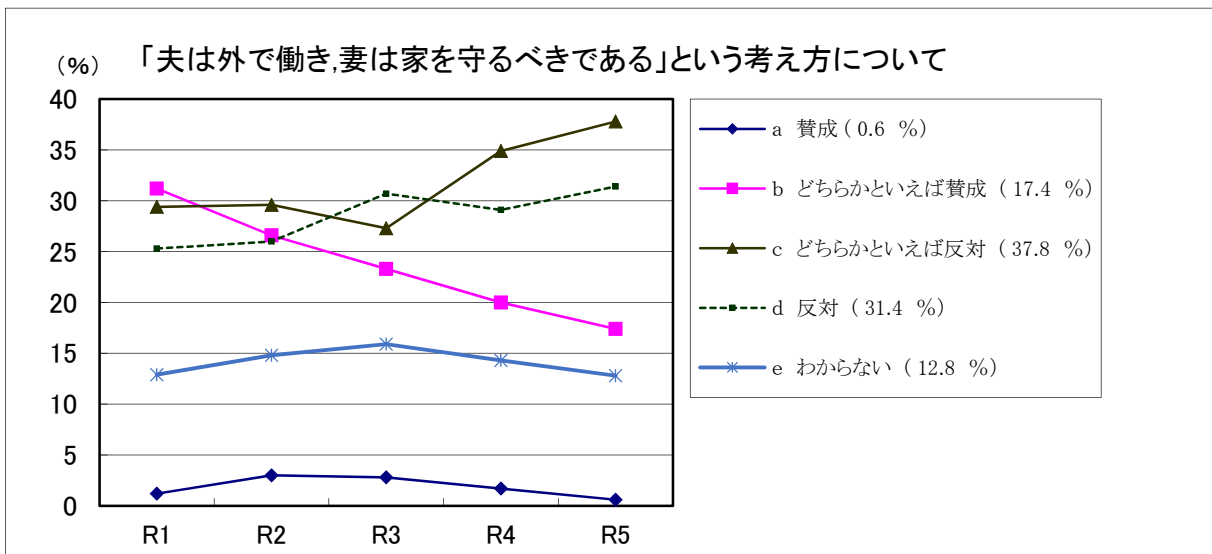
(質問2)

あなたは、社会全体で見た場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。  
次の中から、あなたの気持ちに最も近いものを1つお答えください。



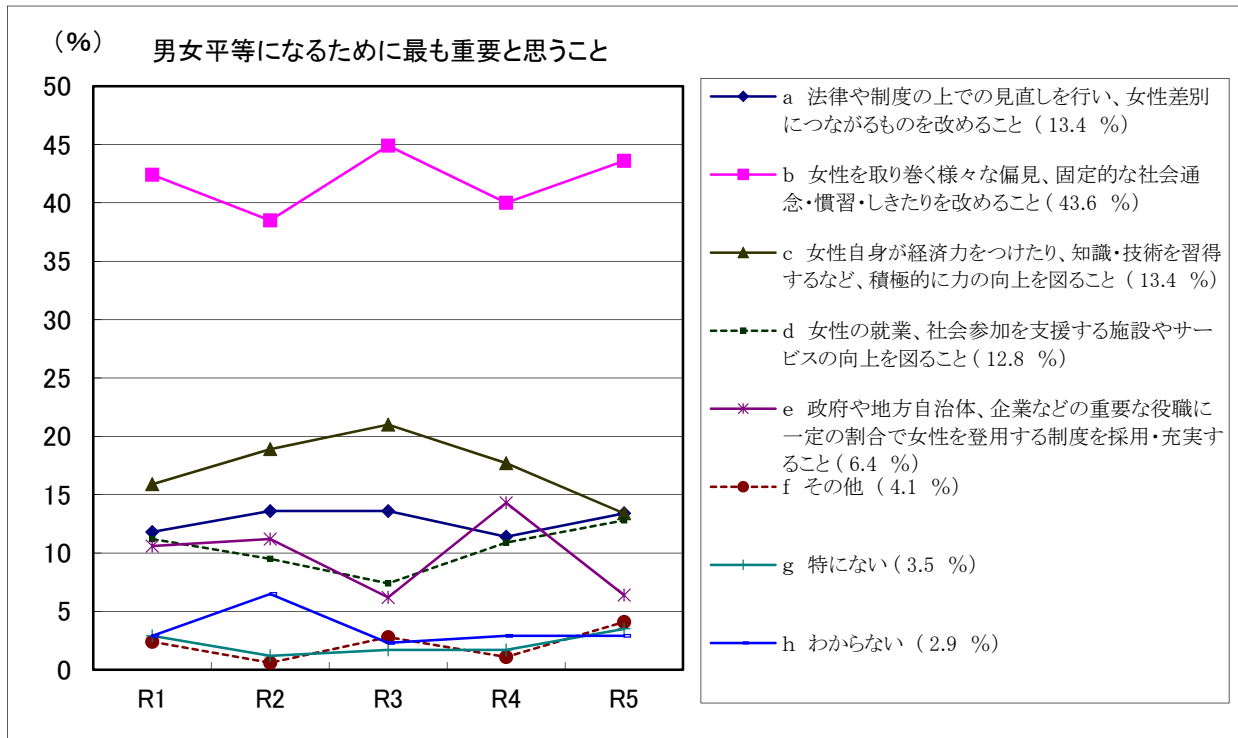
(質問3)

あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について  
どのように思いますか。  
次の中から、あなたの考え方に最も近いものを1つお答えください。



(質問4)

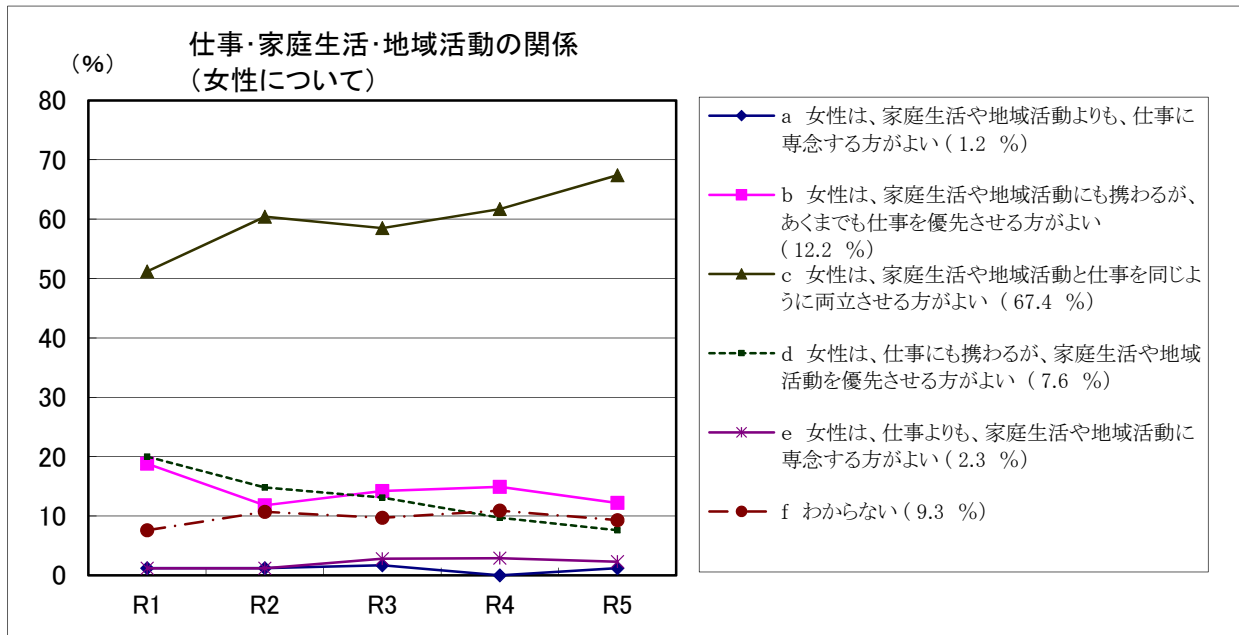
今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、あなたが最も重要と思うことはなんですか。次の中から1つお答えください。



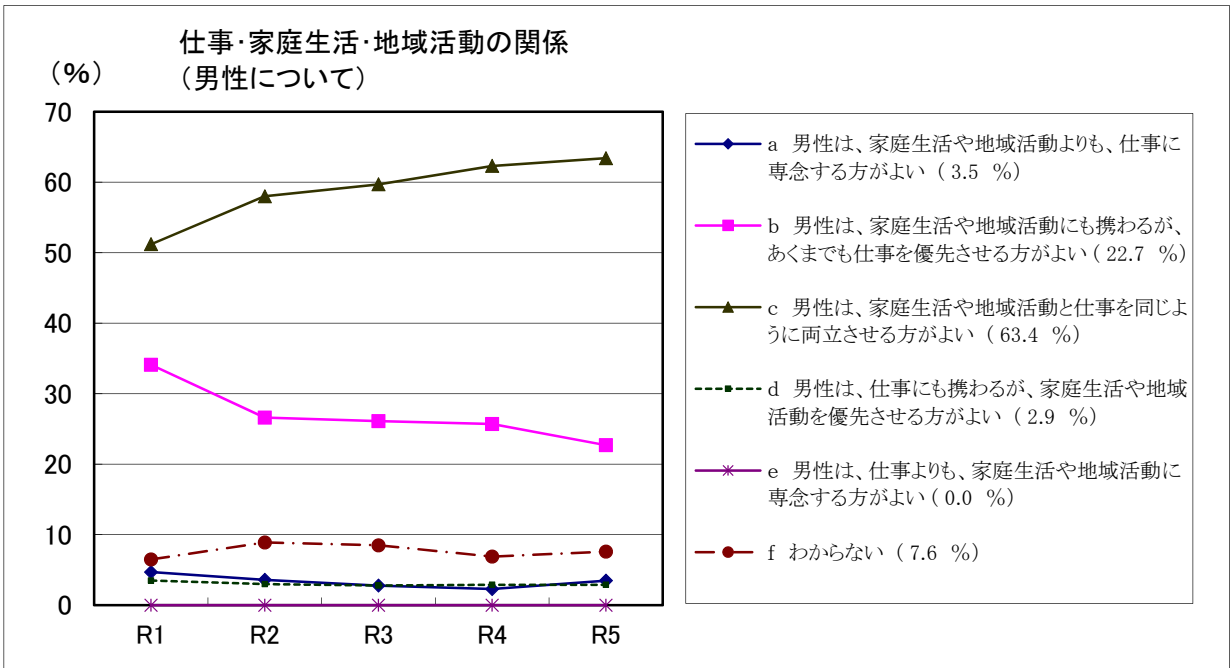
(質問5)

仕事と家庭生活や地域活動（町内会やボランティアなど）の関係について、あなたはどのようにお考えですか。  
あなたの気持ちに最も近いものを次の中から1つお答えください。

(1) 女性についてはどうでしょうか。

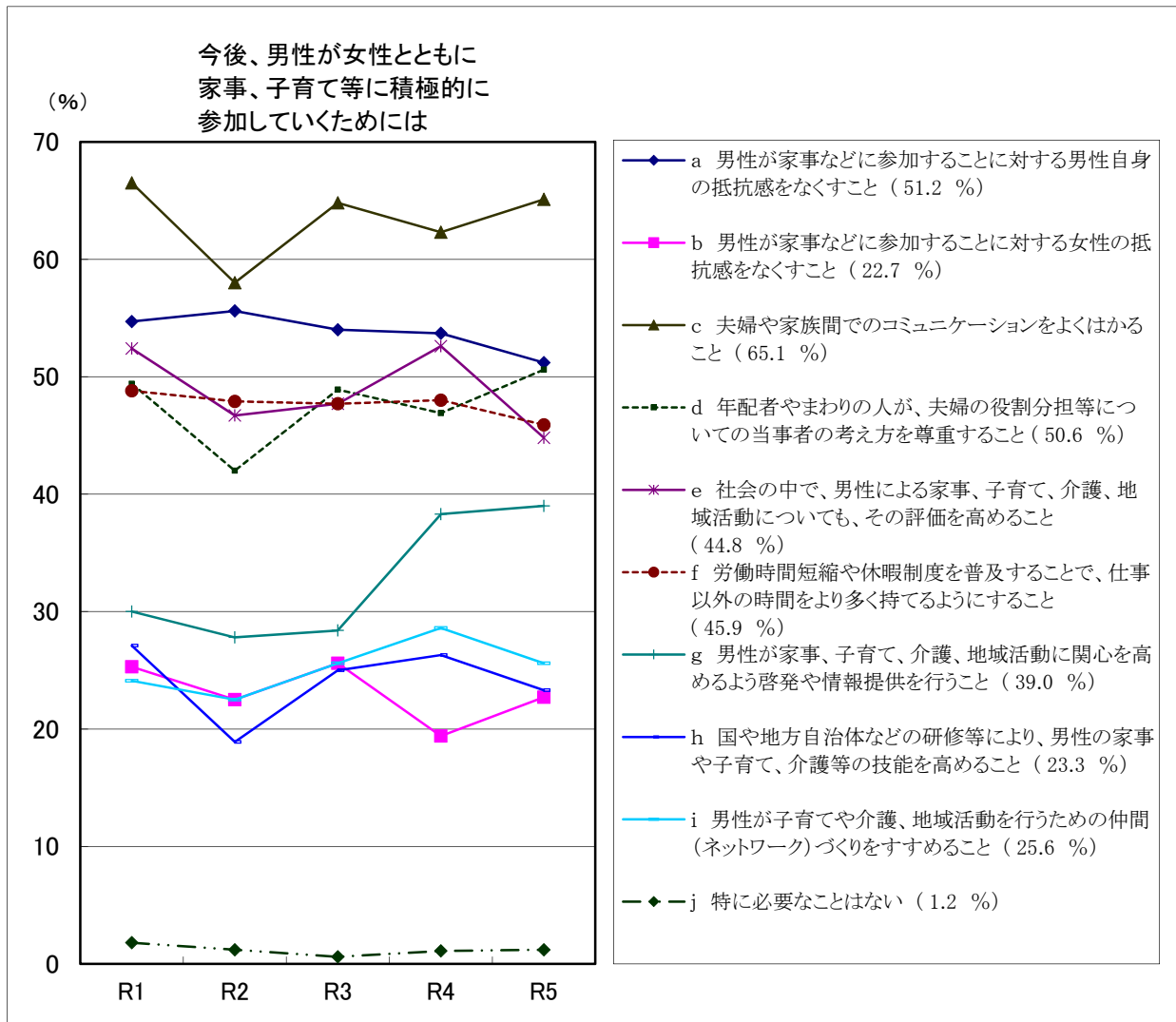


(2) 男性についてはどうでしょうか。



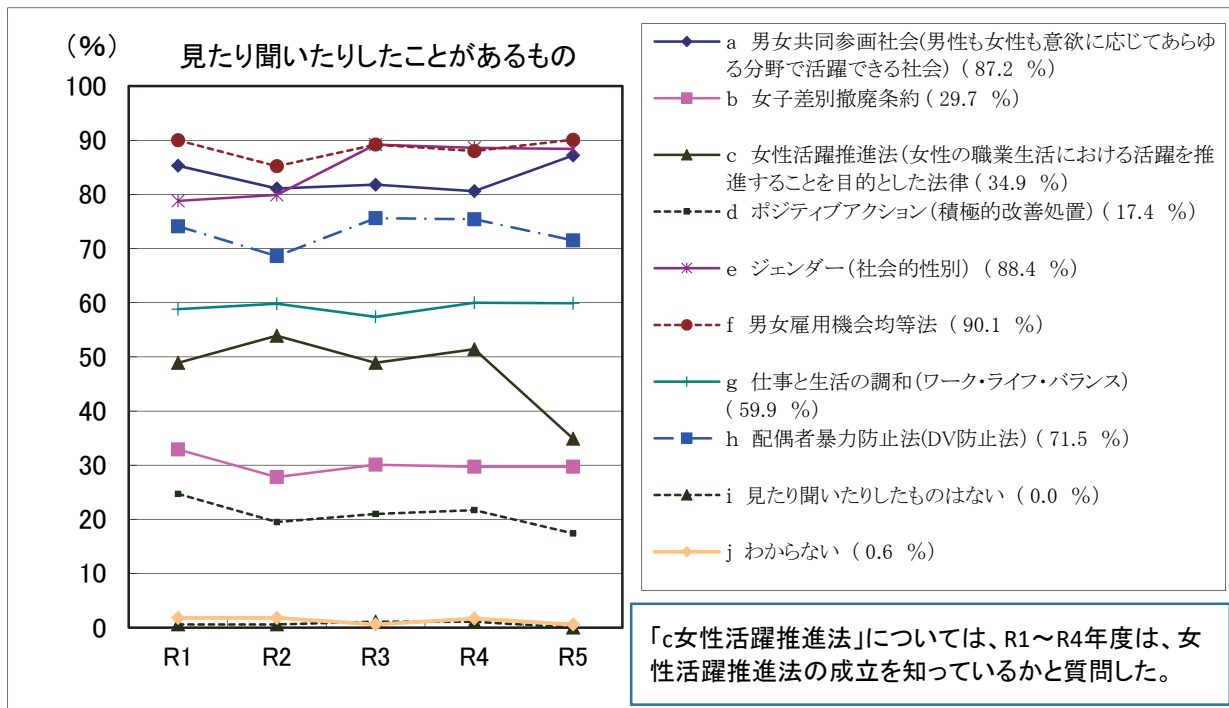
(質問6)

今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。  
この中からいくつでもあげてください。



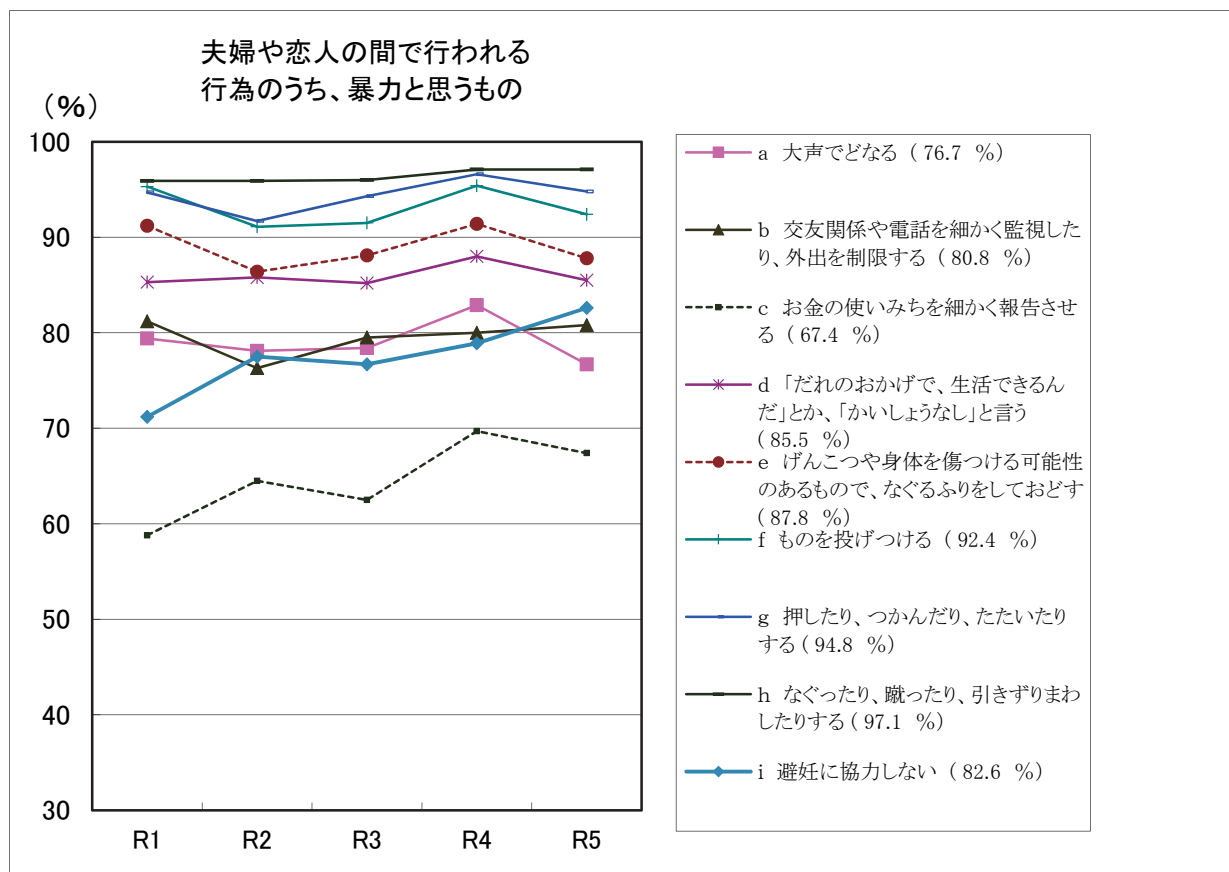
(質問7)

これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを次の中からいくつか選んでください。



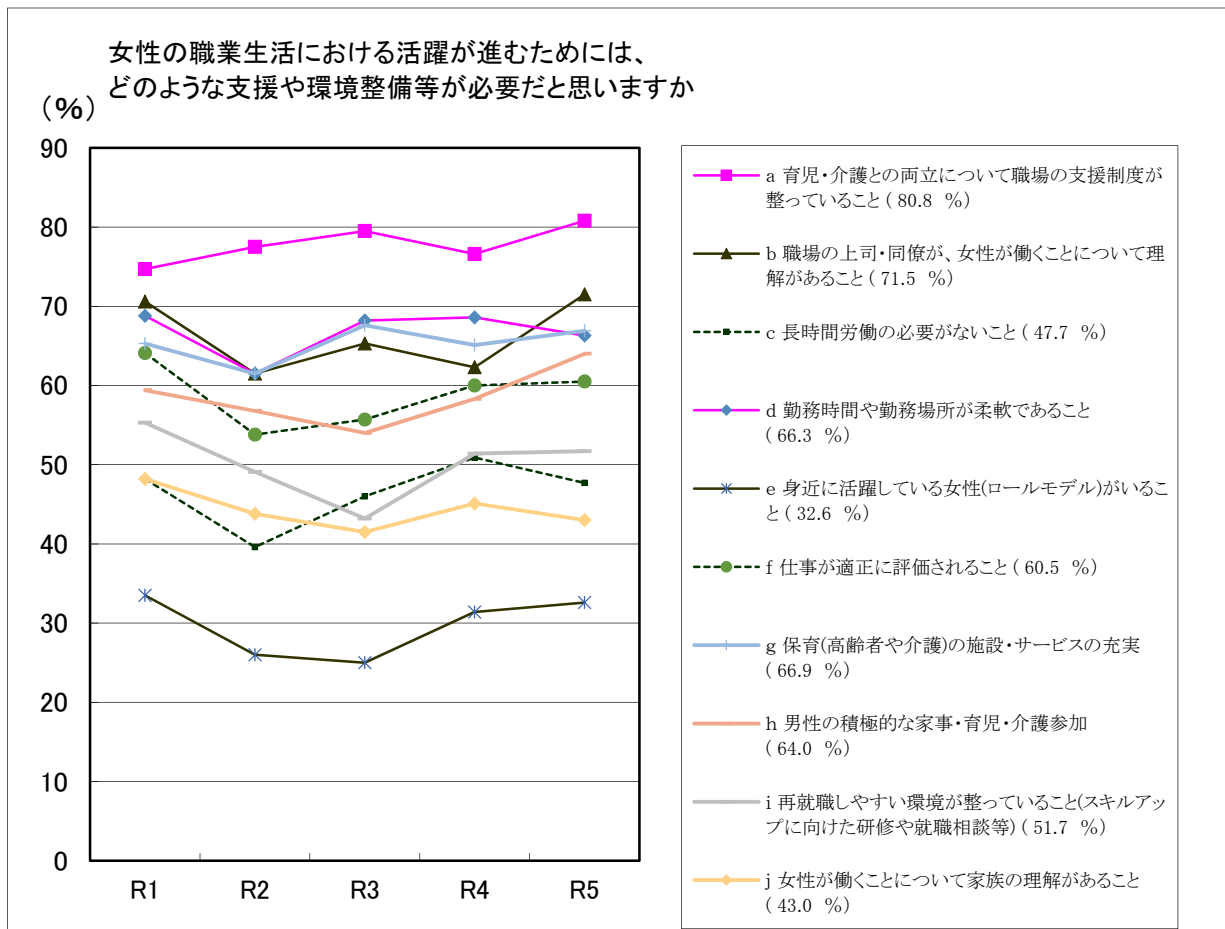
(質問8)

あなたは、次のようなことが夫婦や恋人の間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。次の中から、あなたが暴力だと思うものをいくつか選んでください。



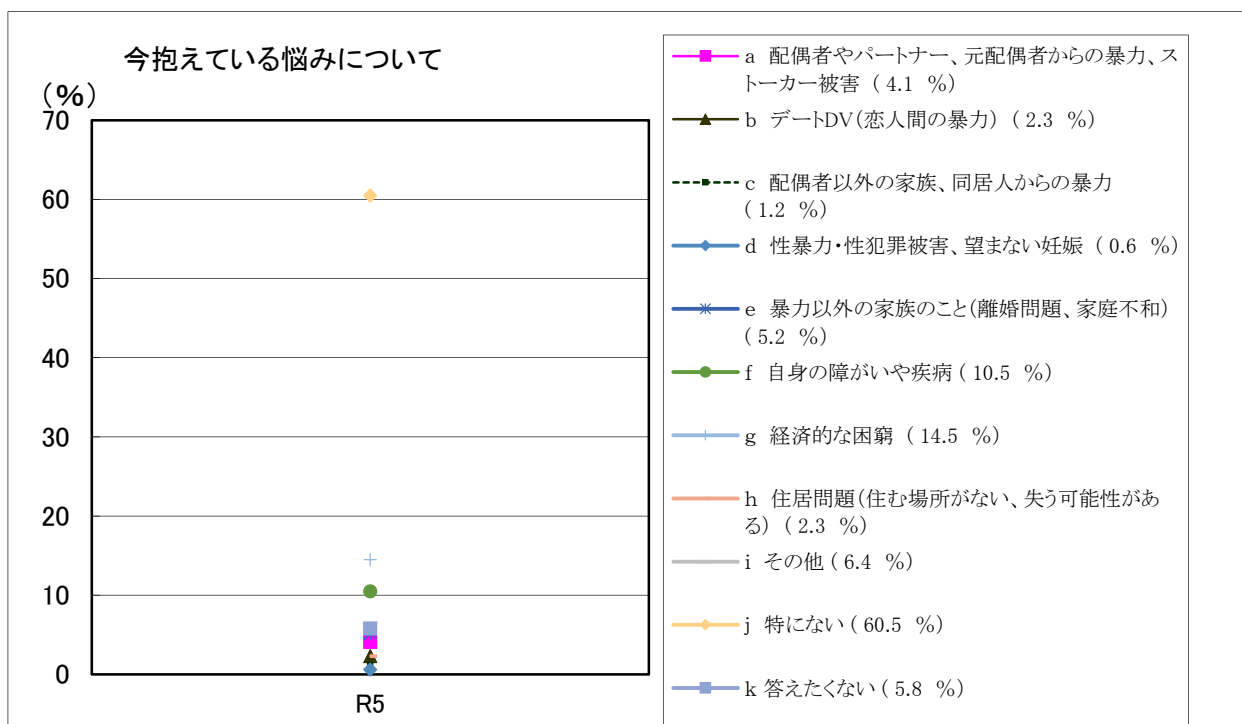
(質問9)

あなたは、女性の職業生活における活躍が進むためには、どのような支援や環境整備等が必要だと思いますか。次の中から、あなたが必要だと思うものをいくつでも選んでください。



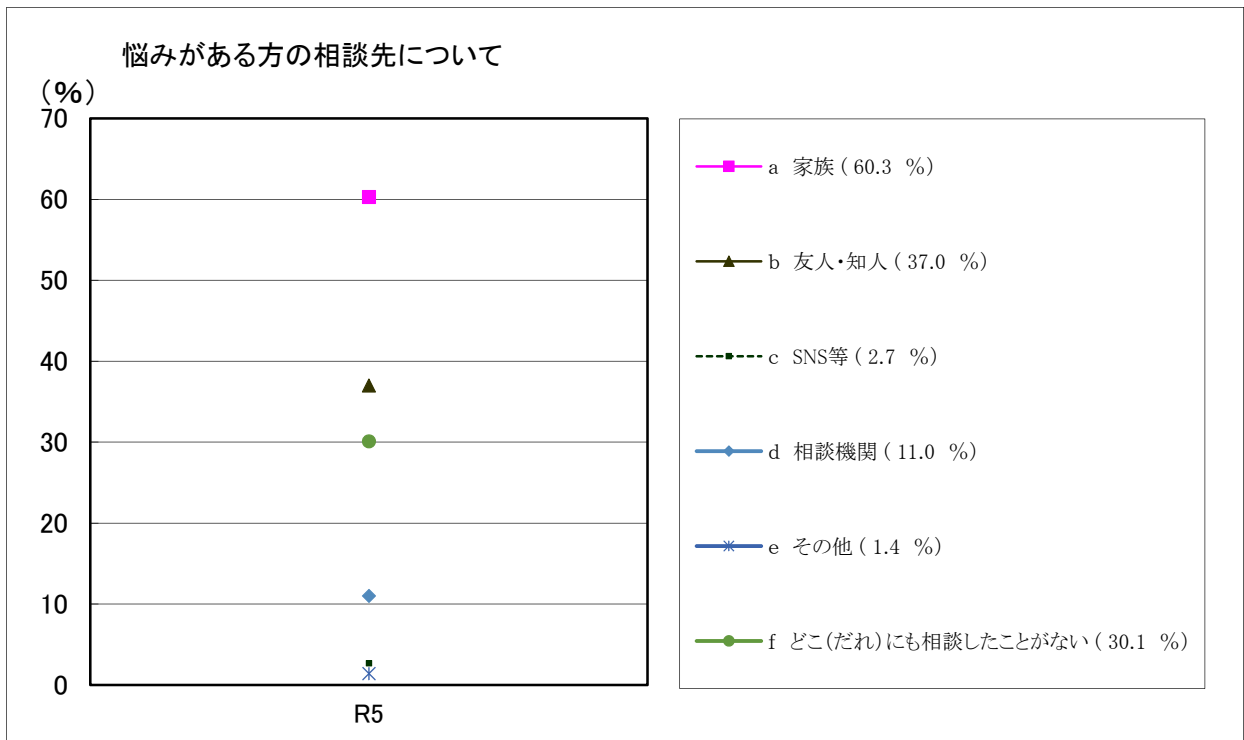
(質問10)

今抱えている(最近あったものを含む)悩みはありますか。あなたが抱えている悩みをすべて選んでください。



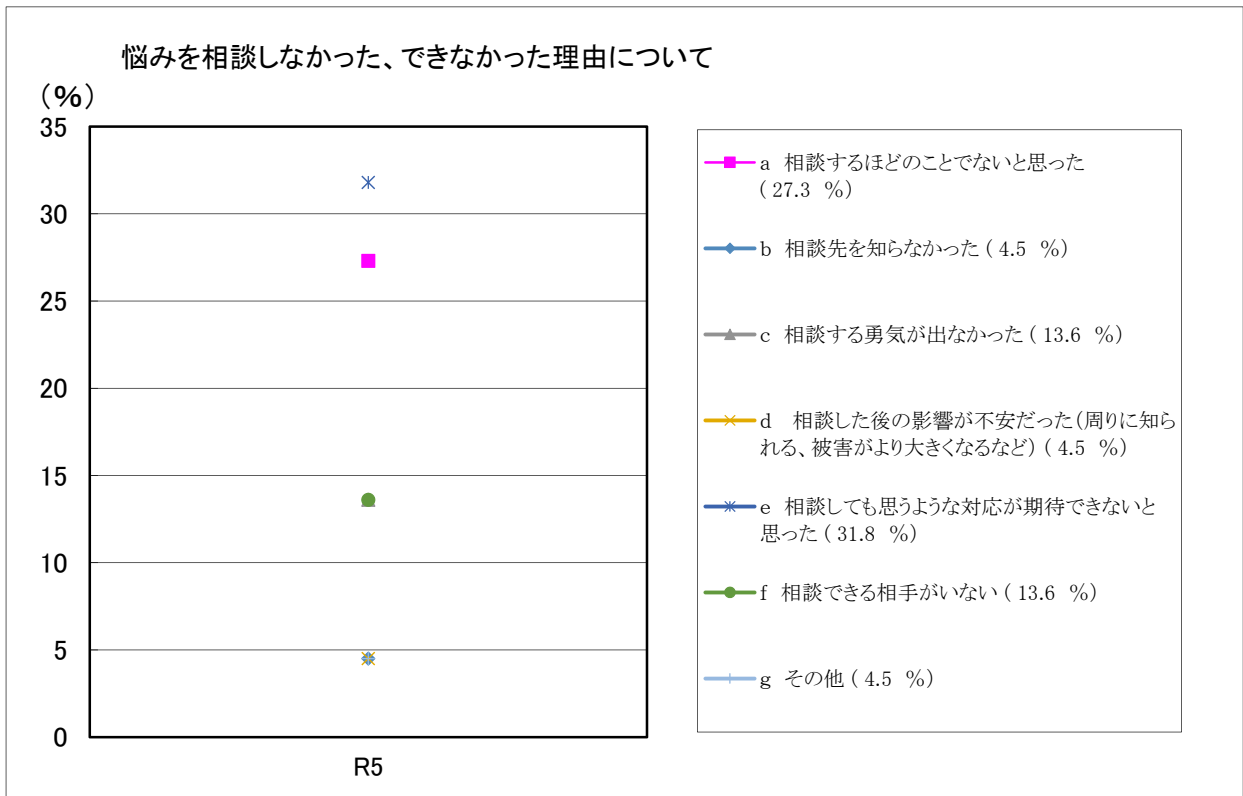
(質問 1 1)

問 1 0 で a~i と答えた方にお尋ねします。あなたが抱える悩みについて、相談しましたか。相談先をすべて選んでください。



(質問 1 2)

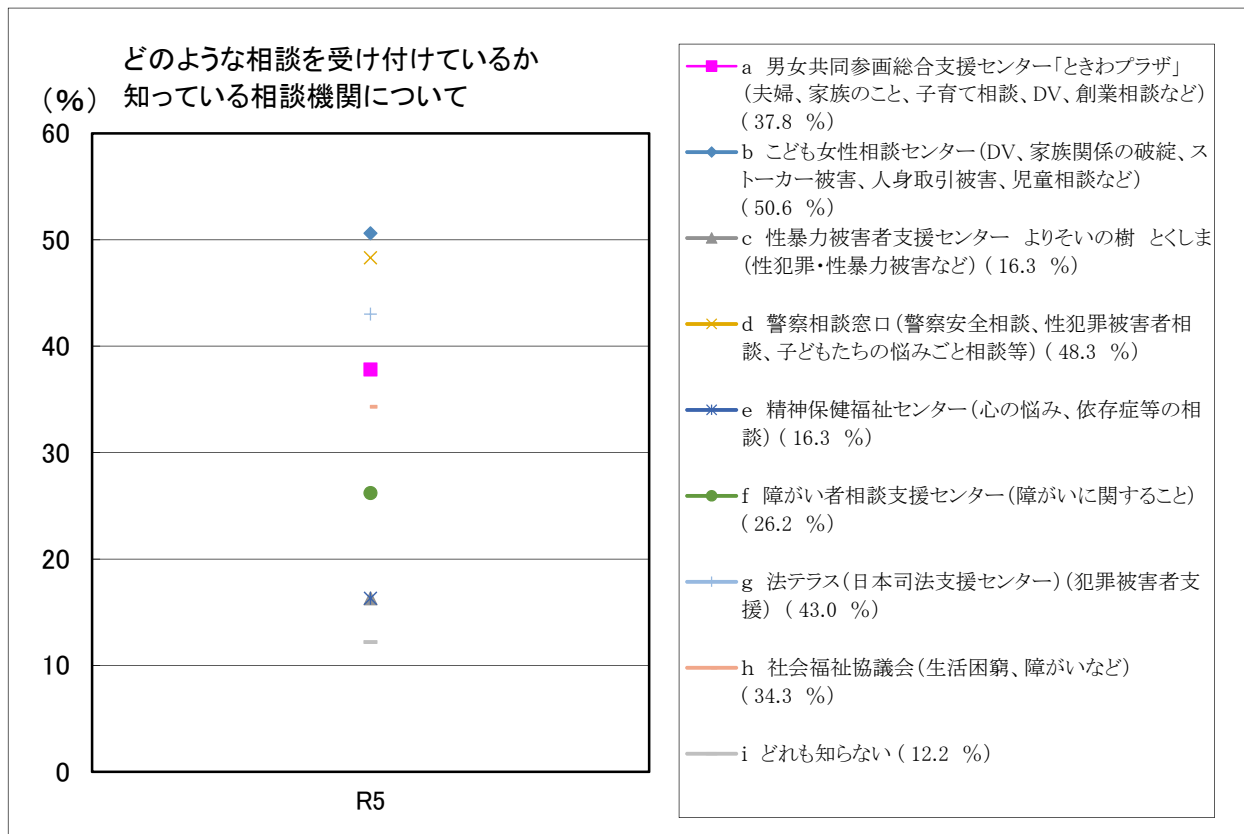
問 1 1 で「f どこ(だれ)にも相談したことがない」と答えた方にお尋ねします。相談しなかった、できなかった理由はなんですか。





(質問 13)

次の相談機関がどのような相談を受け付けているか知っていますか。  
知っているものをすべて選んでください。



# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する

以下省略

# 徳島県男女共同参画推進条例 (平成14年3月29日 徳島県条例第12号)

## 目次

### 前文

### 第1章 総則 (第1条—第7条)

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第8条—第18条)

### 第3章 徳島県男女共同参画会議 (第19条—第25条)

### 附則

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある21世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者並びに生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手及び当該関係にある相手であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画の推進のための教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(施策の推進状況の公表)

第13条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民等との協働等)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村との協働等)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

第17条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

(相談の申出の処理)

第18条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

### 第3章 徳島県男女共同参画会議

(設置)

第19条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 参画会議は、委員20人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第21条 参画会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(委員及び専門委員)

第22条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第23条 参画会議の会議は、会長が招集する。

- 2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第24条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第25条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成25年条例第55号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

## 目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)

第3節 特定事業主行動計画(第19条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)

第5章 雑則(第30条—第33条)

第6章 罰則(第34条—第39条)

附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等  
(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合につい

て、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業におけ

る女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労



働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定公布の日
- 二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行）

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定公布の日
- 二 第2条の規定公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年3月31日法律第12号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条 まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号

において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対し



て執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったとき

は、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
  - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

#### （検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日法律第28号)

## (目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

## (基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## (政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則のっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## (法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## (実態の調査及び情報の収集等)

第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当

該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第11条 国及び地方公共団体は、第7条から前条までに定めるもののほか、第6条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年6月16日法律第67号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日法律第52号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

### （基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### （関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### （緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平



成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第3章 女性相談支援センターによる支援等

### (女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機

関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。)並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
  - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
  - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

- 第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

- 第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）
  - 二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第5章 罰則

- 第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日
  - 二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日  
（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和4年6月15日）
  - 三 略
  - 四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日  
（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和4年6月17日）

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 徳島県男女共同参画基本計画（第5次）

---

編集・発行 徳島県未来創生文化部男女参画・人権課  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
TEL 088-621-2177  
FAX 088-621-2844

県ホームページアドレス <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>  
E-mail [danjosankakujinkenka@pref.tokushima.jp](mailto:danjosankakujinkenka@pref.tokushima.jp)

ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター）  
ホームページアドレス <https://www.pref.tokushima.lg.jp/flair/>  
E-mail [flairtokushima@mf.pikara.ne.jp](mailto:flairtokushima@mf.pikara.ne.jp)

